

令和5年9月甲良町議会定例会会議録

令和5年9月6日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第3号 令和4年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第4号 令和4年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第5号 令和4年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第12 認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第13 議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第40号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第41号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第42号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町自庁舎設置サーバ機器更新業務）
- 第17 同意第15号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第18 同意第16号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて

第19 請願第2号 現行の健康保険証を残すことを求める請願
第20 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	丸山恵二	9番	木村修夫
10番	西澤伸明	11番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員（1名）

3番 山田 充

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山 繁
総務課長	中村康之	教育次長	大野 けい子
会計管理者	福原 猛	学校教育課長	橋本 善明
税務課長	望月 仁	社会教育参事	中川 一樹
企画監理課長	熊谷裕二	呉竹センター館長	上田 真司
住民人権課長	西村克英	総務課参事	村田 茂典
保健福祉課長	山崎志保美	保健福祉課参事	大山 一弥
産業課長	宮川哲郎	建設水道課参事	寺居 友彦
建設水道課長	村岸 勉	総務課長補佐	岩瀬 龍平
長寺センター館長	大野 正人		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本 浩美 書記 山脇 理恵

(午前 9時00分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は10人です。

令和5年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 小森議員、2番 岡田議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和5年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

町長が出席いたしましたこの間の主な会議等につきまして報告いたします。

7月8日に、プロシードアリーナHIKONEで公益財団法人彦根青年会議所の創立70周年記念式典が開催をされました。

7月10日に、マリアージュ彦根で令和5年度国道8号バイパス建設促進期成同盟会総会が開催され、議会からは、建部議長と岡田産業建設文教常任委員長が出席をされました。

7月16日に、犬上3町消防団による犬上支部夏季消防訓練が甲良町の総合運動公園で実施をされました。

7月23日に、町内の小学生を対象にした少年少女スポーツ大会が甲良中学校体育館で開催をされました。

次に、ご当地ナンバープレート、いわゆる彦根ナンバー導入の取下げについてであります。

甲良町と彦根市は、本年3月15日付で滋賀県知事に対して地方版図柄入りナンバープレートの導入申込みをしていましたが、甲良町が6月30日まで

に実施をした住民アンケートにおいて、反対の意向が56.7%であったことから、7月27日に、「甲良町は導入申込みの取下書を、彦根市は甲良町が提出する取下げに同意しています」のそれぞれの書面を滋賀県知事に提出したところです。

8月23日に、近畿2府4県と福井県で構成する211市町村が会員の近畿国道協議会の総会、決起集会、意見交換会が衆議院第一議員会館で開催をされ、防災・減災、国土強靱化5か年加速計画をはじめ、災害時の緊急輸送道路整備等に国庫補助金道路予算の総額を確保する要望活動を行いました。

8月27日に、第55回愛知・犬上郡人権教育研究大会が豊郷町豊栄のさとで開催され、本町の議長も来賓として出席いただきました。

次に、本9月定例会は、令和4年度の各会計の決算審査をお願いすることから、令和4年度を振り返ってを述べさせていただきます。

まず、全体の情勢であります。新型コロナウイルスの国内感染者が確認をされてから3年目を迎え、感染症対応が長期化となり、また、国際情勢も不安定で、円安の影響もあり、原材料価格の上昇、原油の高騰、生活物資価格が値上がりしました。

本町では、物価高騰対策として、国の地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の無償化、農業者や商工事業者、社会福祉施設等に燃料価格高騰の支援を行い、子育て世帯には甲良米の宅配など、住民支援に取り組んだところであります。

年度初めの令和4年4月1日には、本町は過疎地域の持続的発展の支援に関する法律の過疎地域に指定されました。また、令和4年4月1日に、甲良町財政危機宣言を発出いたし、これ以上財政悪化しないよう、町行政が主体的に行財政運営の改善に向けた取組を行うことといたしました。

令和4年10月に甲良町第三次財政健全化計画を策定し、財政指標を表すとともに、後年度の歳入歳出推計をいたし、専門家の指導を得ながら、職員の行財政改革チームを中心に改善プログラムに取り組んでまいります。

今後も行政運営の基本は、第4次甲良町総合計画に基づき、重点プロジェクト及び基本計画で定めているそれぞれの施策の推進目標に従って事業を推進するとともに、町長が掲げる家庭支援の充実、子どもの学力向上、町民の健康づくり、地域福祉活動の集落支援、集落コミュニティの活性化の5つの重点事業を粘り強く推進していかなければならないとされているところであります。

今後とも、安心・安全で、本町に住まう人々が誇りに思える町をめざして、地方自治法第1条の2に定められている住民の福祉の増進を図り、同法第2条の最少の経費で最大の効果を上げ、地方公共団体の役割が果たせるよう職員の資質向上と、職員が一丸となって行政事務の凡事徹底を図ってまいります。

ります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第3号から第5号は、財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告であります。

令和4年度の状況として、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに将来負担比率については、実質収支が黒字のため、比率は算出されておられません。実質公債費比率につきましては、前年度と比較して0.1ポイント改善の10.3%となりました。公営企業会計における水道事業会計、下水道事業会計におきましては、資金不足を生じておりませんので、資金不足比率は算出をされておられません。引き続き、各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

認定第1号から認定第7号は、令和4年度甲良町一般会計及び4つの特別会計、2つの企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入決算額が41億8,557万5,000円で歳出決算額が40億6,539万9,000円、実質収支は1億4,526万2,000円となっております。

続いて、認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額は8億2,510万1,000円で歳出決算額は7億9,880万1,000円、実質収支は2,630万円となっております。

続いて、認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が148万5,000円で、歳出決算額が134万8,000円、実質収支は13万7,000円となっております。

続いて、認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が9億5,333万6,000円で歳出決算額が8億9,495万1,000円、実質収支は5,838万5,000円となっております。

続いて、認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が8,108万5,000円で歳出決算額が8,047万4,000円、実質収支は61万円となっております。

続いて、認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告認定については、収益的収入は1億8,867万4,000円で収益的支出は1億7,169万7,000円、差引額は1,697万7,000円、資本的収入がゼロ円で資本的支出が8,241万3,000円、差引額はマイ

ナス8,241万3,000円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額105万1,000円と当年度損益勘定留保資金1,050万8,000円と減債積立金取崩額7,085万4,000円で補填をしたところであります。

続いて、認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告については、収益的収入が3億3,647万1,000円で収益的支出が3億2,446万円、差引額は1,201万1,000円、資本的収入が2億5,365万3,000円で資本的支出が3億1,761万9,000円、差引額はマイナス6,396万6,000円となり、当年度損益勘定留保資金5,114万3,000円と過年度損益勘定留保資金1,282万3,000円で補填をしているところであります。

今後の財政運営につきましては、財政脆弱体質であることから、改善プログラムに取り組むなど、財政健全化をめざしていきたいと考えております。

議案第39号は、令和5年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、9,150万円を追加いたし、補正後の予算総額を40億6,427万3,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、普通交付税5,652万7,000円、国庫支出金のうち、障害者自立支援給付負担金75万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金242万2,000円、繰越金として前年度繰越金1億1,026万1,000円を追加いたし、歳出では、総務管理費として財政調整基金積立金7,300万円、設計監理委託269万円、社会福祉費として保健福祉センター修繕料490万円、老人保健措置費163万9,000円、障害者自立支援補装具給付費150万円、農業費としてせせらぎの里こうら指定管理委託106万7,000円、教育総務費として施設修繕工事3,393万7,000円などを追加いたしております。

議案第40号は、令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、3,105万4,000円を追加いたし、総額を8億6,484万円とするものであります。

主な内容といたしましては、前年度繰越金2,629万8,000円を歳入計上いたし、歳出では、基金積立金2,400万円、予備費161万1,000円などを増額するものであります。

議案第41号は、令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、6,231万円を追加いたし、総額を9億5,447万1,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、過年度分介護給付費交付金238万7,000円、前年度繰越金5,838万4,000円を歳入追加いたし、歳出では、介

護給付費準備基金積立金1,697万4,000円、補助金等返還金3,198万4,000円などを増額するものであります。

議案第42号は、契約の締結につき、議決を求めることについてで、甲良町自庁舎の設置のサーバ機器を更新するにあたり、その契約の締結につき、議会の議決をお願いするものであります。

同意第15号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

同意第16号は、任期満了に伴う甲良町公平委員会委員の任命につき、同意を求めるものであります。

また、本9月定例会最終日に数件の追加議案をただいま調製しているところであります。まとも次第、早めに議長申出をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、本日提出をいたしました案件につきまして、その概要の説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な認定、議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** 日程第3 報告第3号から日程第5 報告第5号までを一括議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課参事、続いて、建設水道課長。

○**村田総務課参事** それでは、議案書の方、報告第3号でございます。

令和4年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告する。

令和5年9月6日。

甲良町 野瀬喜久男。

おめぐりください。裏面の方になります。

令和4年度決算に基づきます甲良町財政健全化判断比率でございます。

まず、実質赤字比率について、また、連結実質赤字比率については生じておりません。実質公債費比率については10.3%、将来負担比率については生じておりません。

以上になります。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** それでは、続きまして、次ページの報告第4号 令和4年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

次ページをお願いいたします。

令和4年度決算におきまして、資金不足比率につきましては発生はしておりません。

続きまして、次ページの報告第5号 令和4年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について。

同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

次ページをお願いいたします。

令和4年度下水道事業会計におきまして、資金不足比率につきましては発生はしておりません。

以上、どうかよろしくをお願いいたします。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の阪東議員から、令和4年度甲良町財政健全化判断比率、同じく、水道事業会計資金不足比率並びに下水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

阪東議員。

○**阪東議員** 甲監第27号。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳。同 阪東佐智男。

令和4年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和4年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

裏面をご覧ください。

(2) 個別意見。

①実質赤字比率について。令和4年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。令和4年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について。令和4年度の実質公債費比率は、10.3%となっており、前年度に比べて0.1ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好である。

④将来負担比率について。令和4年度の将来負担比率は、将来負担額から充当可能な財源等を引くとマイナスであり、比率は算出されないため健全である。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

甲監第28号。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳。同 阪東佐智男。

令和4年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和4年度甲良町水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

①資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

甲監第29号。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳。甲良町監査委員 阪東佐智男。

令和4年度甲良町下水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和4年度甲良町下水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

①資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上です。

○**建部議長** ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

次に、日程第6 認定第1号から日程第12 認定7号までの7議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 認定第1号から認定第5号までは会計管理者、認定第6号と認定第7号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

会計管理者。

○**福原会計管理者** それでは、令和4年度の決算報告をさせていただきます。

まず、一般会計の決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入です。

款項の数字のみを読み上げ、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げます。不納欠損額と収入未済額については、数字がある箇所のみ読み上げます。特別会計も同様に読み上げますので、よろしく願います。

1 款、1 項、3 億 1, 0 5 0 万 6, 0 0 0 円、3 億 3, 1 7 9 万 2, 5 0 2 円、3 億 2, 1 2 1 万 6, 7 0 0 円、2 0 万 6, 0 2 5 円、1, 0 3 6 万 9, 7 7 7 円。2 項、4 億 4, 8 6 2 万 4, 0 0 0 円、4 億 5, 5 7 2 万 5, 3 1 5 円、4 億 4, 4 4 3 万 4, 0 0 9 円、4 6 万 7, 7 0 0 円、1, 0 8 2 万 3, 6 0 6 円。3 項、3, 3 9 3 万 5, 0 0 0 円、3, 6 0 7 万 3, 1 5 6 円、3, 3 8 0 万 5, 6 2 6 円、4 8 万 6, 3 0 0 円、1 7 8 万 1, 2 3 0 円。4 項、4, 0 8 3 万 1, 0 0 0 円、4, 0 9 2 万 6, 0 8 8 円、4, 0 9 2 万 6, 0 8 8 円。

2 款、1 項、2, 5 4 0 万 2, 0 0 0 円、2, 5 4 0 万 2, 0 0 0 円、2, 5 4 0 万 2, 0 0 0 円。2 項、8 4 8 万 6, 0 0 0 円、8 4 8 万 6, 0 0 0 円、8 4 8 万 6, 0 0 0 円。4 項、6 6 万 4, 0 0 0 円、6 6 万 4, 0 0 0 円、6 6 万 4, 0 0 0 円。

3 款、1 項、3 9 万 3, 0 0 0 円、3 9 万 3, 0 0 0 円、3 9 万 3, 0 0 0 円。

4 款、1 項、3 9 3 万 8, 0 0 0 円、3 9 3 万 8, 0 0 0 円、3 9 3 万 8, 0 0 0 円。

5 款、1 項、3 1 1 万 5, 0 0 0 円、3 1 1 万 5, 0 0 0 円、3 1 1 万 5, 0 0 0 円。

6 款、1 項、1, 6 0 6 万 6, 0 0 0 円、1, 6 0 6 万 6, 0 0 0 円、1, 6 0 6 万 6, 0 0 0 円。

7 款、1 項、1 億 5, 2 3 4 万 1, 0 0 0 円、1 億 5, 2 3 4 万 1, 0 0 0 円、1 億 5, 2 3 4 万 1, 0 0 0 円。

8 款、1 項、5 5 1 万 1, 0 0 0 円、5 5 1 万 1, 0 0 0 円、5 5 1 万 1, 0 0 0 円。

ページをおめくりください。

9 款、1 項、3 3 0 万 6, 0 0 0 円、3 3 0 万 6, 0 0 0 円、3 3 0 万 6, 0 0 0 円。

1 0 款、1 項、1 8 億 1, 6 2 8 万 4, 0 0 0 円、1 8 億 1, 6 2 8 万 4, 0 0 0 円、1 8 億 1, 6 2 8 万 4, 0 0 0 円。

1 1 款、1 項、7 2 万 5, 0 0 0 円、7 2 万 5, 0 0 0 円、7 2 万 5, 0 0 0 円。

12款、1項、1,007万6,000円、1,048万6,662円、832万4,372円、ゼロ、216万2,290円。

13款、1項、1,401万円、2,169万7,748円、1,228万6,448円、ゼロ、941万1,300円。2項、683万7,000円、668万3,267円、668万3,267円。

14款、1項、2億43万2,000円、1億9,585万9,631円、1億9,085万9,631円、ゼロ、500万。2項、3億6,939万7,000円、3億6,865万3,352円、3億6,140万5,352円、ゼロ、724万8,000円。3項、195万3,000円、204万316円、204万316円。

15款、1項、1億133万4,000円、1億76万3,831円、1億76万3,831円。2項、1億3,400万7,000円、1億3,235万8,789円、1億3,235万8,789円。3項、2,078万1,000円、2,243万2,366円、2,243万2,366円。

16款、1項、386万9,000円、390万8,501円、390万8,501円。2項、1,268万1,000円、957万271円、957万271円。

次のページをご覧ください。

17款、1項、5,220万、5,164万3,700円、5,164万3,700円。

18款、1項、416万、414万366円、414万366円。2項、1,360万5,000円、1,360万4,782円、1,360万4,782円。

19款、1項、1億6,876万1,000円、1億6,876万1,422円、1億6,876万1,422円。

20款、1項、55万7,000円、71万5,788円、71万5,788円。2項、8,000円、7,182円、7,182円。3項、1,184万、1億952万5,721円、1,071万5,672円、ゼロ、9,881万49円。4項、602万5,000円、447万3,181円、447万3,181円。5項、7,430万8,000円、8,465万3,340円、8,210万9,657円、26万6,191円、227万7,492円。

21款、1項、1億2,409万7,000円、1億2,215万7,000円、1億2,215万7,000円。

歳入合計、42億106万5,000円、43億3,488万5,277円、41億8,557万5,317円、142万6,216円、1億4,788万3,744円。

次のページをおめくりください。

歳出です。

歳出につきましても款項の数字のみを読み上げ、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げます。数字のない箇所については、ゼロと読み上げます。特別会計も同様に読み上げますので、よろしく申し上げます。

1款、1項、5,821万7,000円、5,788万5,224、ゼロ、33万1,776円。

2款、1項、8億3,182万6,000円、8億603万254円、300万、2,279万5,746円。2項、6,807万6,000円、6,718万8,035円、ゼロ、88万7,965円。3項、2,058万7,000円、1,914万4,856円、ゼロ、144万2,144円。4項、1,326万、1,081万7,342円、147万9,000円、96万3,658円。5項、18万2,000円、15万5,421円、ゼロ、2万6,579円。6項、46万7,000円、45万240円、ゼロ、1万6,760円。

3款、1項、9億5,508万9,000円、8億9,049万3,768円、38万4,000円、6,421万1,232円。2項、4億238万6,000円、3億8,988万7,718円、83万6,000円、1,166万2,282円。

4款、1項、1億3,485万4,000円、1億1,826万4,913円、900万円、758万9,087円。2項、1億7,403万6,000円、1億7,093万862円、ゼロ、310万5,138円。

5款、1項、121万、120万5,000円、ゼロ、5,000円。

6款、1項、1億547万7,000円、9,927万601円、ゼロ、620万6,399円。2項、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロです。

7款、1項、3,090万6,000円、3,038万7,513円、ゼロ、51万8,487円。

ページをおめくりください。

8款、1項、3,814万4,000円、3,698万863円、ゼロ、116万3,137円。2項、1億586万、9,939万3,183円、600万円、46万6,817円。3項、33万3,000円、33万2,000円、ゼロ、1,000円。4項、4,958万5,000円、3,526万4,308円、1,101万4,000円、330万6,692円。5項、2億3,869万円、2億3,782万4,610円、ゼロ、86万5,390円。

9款、1項、1億3,733万円、1億3,598万6,449円、ゼロ、134万3,551円。

10款、1項、2億7,980万7,000円、2億5,902万6,233円、1,505万7,000円、572万3,767円。2項、4,366万6,000円、4,161万9,465円、ゼロ、204万6,535円。3項、3,198万5,000円、3,089万8,753円、ゼロ、108万6,247円。4項、3,400万9,000円、3,267万8,138円、ゼロ、133万862円。5項、7,446万7,000円、7,027万4,964円、73万2,000円、346万36円。6項、6,149万4,000円、5,773万2,434円、ゼロ、376万1,566円。

11款、1項、3,000円、ゼロ、ゼロ、3,000円。

12款、1項、3億813万円、3億606万8,336円、ゼロ、206万1,664円。

13款、1項、34万8,000円、34万7,165円、ゼロ、835円。

14款、1項、64万1,000円、ゼロ、ゼロ、64万1,000円。

歳出合計、42億106万5,000円、40億653万8,648円、4,750万2,000円、1億4,702万4,352円。

続きまして、特別会計の決算書の方をご覧ください。

決算書表紙をめくっていただいで、ピンクの紙があります。それも1枚めくってください。

国民健康保険特別会計です。

1ページ、2ページをご覧ください。

歳入です。

1款、1項、1億4,001万8,000円、1億5,591万3,326円、1億3,632万9,230円、129万9,200円、1,828万4,896円。

2款、1項、5万2,000円、5万948円、5万948円。

4款、1項、5億9,181万3,000円、5億8,054万1,459円、5億8,054万1,459円。2項、160万9,000円、149万5,000円、149万5,000円。3項、1,000円、ゼロ、ゼロ。

5款、1項、1万5,000円、456円、456円。

6款、1項、5,534万9,000円、5,439万4,986円、5,439万4,986円。2項、1,000円、ゼロ、ゼロ。

7款、1項、4,639万円、4,639万665円、4,639万665円。

8款、1項、17万3,000円、46万6,500円、46万6,500円。2項、1,000円、225円、225円。3項、13万9,000円、543万1,410円、543万1,410円。

9款、1項、1,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、8億3,556万2,000円、8億4,468万4,975円、8億2,510万879円、129万9,200円、1,828万4,896円。

ページをおめくりください。

歳出です。

特別会計では翌年度繰越額がありませんので、予算現額、支出済額、不用額の順で読み上げます。

1款、1項、568万2,000円、448万9,315円、119万2,685円。2項、12万5,000円、6万5,000円、6万円。

2款、1項、4億9,764万6,000円、4億8,364万6,198円、1,399万9,802円。2項、7,620万4,000円、7,549万4,243円、70万9,757円。3項、4万円、ゼロ、4万円。4項、336万2,000円、210万840円、126万1,160円。5項、70万円、55万円、15万円。6項、192万円、167万7,824円、24万2,176円。

3款、1項、1億2,932万3,000円、1億2,932万2,338円、662円。2項、4,762万1,000円、4,761万9,249円、1,751円。3項、1,764万1,000円、1,764万497円、503円。

4款、1項、1,000円、28円、972円。

5款、1項、1,000円、ゼロ、1,000円。

6款、1項、713万7,000円、391万9,491円、321万7,509円。2項、581万3,000円、451万3,060円、129万9,940円。

7款、1項、2,001万5,000円、2,000万456円、1万4,544円。

ページをおめくりください。

9款、1項、792万、776万2,776円、15万7,224円。

10款、1項、1,441万1,000円、ゼロ、1,441万1,000円。

歳出合計、8億3,556万2,000円、7億9,880万1,315円、3,676万685円。

続きまして、何ページかめくっていただいて、緑の表紙、緑の紙がありますが、その紙を1枚めくってください。

墓地公園事業特別会計です。

ページをおめくりください。

歳入です。

1 款、1 項、1 6 万 9, 0 0 0 円、1 6 万 9, 4 1 8 円、1 6 万 9, 4 1 8 円。

2 款、1 項、1 2 2 万円、1 2 2 万円、1 2 2 万円。

3 款、1 項、2 1 万 2, 0 0 0 円、2 0 万 8, 6 0 0 円、9 万 5, 8 0 0 円、ゼロ、1 1 万 2, 8 0 0 円。2 項、ゼロ、1 4 円、1 4 円。

4 款、1 項、1, 0 0 0 円、4 6 円、4 6 円。

5 款、1 項、2 8 万 2, 0 0 0 円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、1 8 8 万 4, 0 0 0 円、1 5 9 万 8, 0 7 8 円、1 4 8 万 5, 2 7 8 円、ゼロ、1 1 万 2, 8 0 0 円。

ページをおめくりください。

歳出です。

1 款、1 項、5 1 万 2, 0 0 0 円、1 2 万 8, 0 4 6 円、3 8 万 3, 9 5 4 円。

2 款、1 項、1 2 2 万円、1 2 2 万円、ゼロ。

3 款、1 項、1 5 万 2, 0 0 0 円、ゼロ、1 5 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計、1 8 8 万 4, 0 0 0 円、1 3 4 万 8, 0 4 6 円、5 3 万 5, 9 5 4 円。

次に、何枚かめくっていただいて、今度は黄色の表紙を1枚めくってください。

介護保険事業特別会計です。

1 枚おめくりください。

歳入です。

1 款、1 項、1 億 8, 1 4 9 万 9, 0 0 0 円、1 億 8, 0 4 9 万 3, 0 0 5 円、1 億 7, 8 7 0 万 6, 8 7 5 円、2 4 万 3, 5 8 0 円、1 5 4 万 2, 5 5 0 円。

2 款、1 項、1 万円、9, 1 0 0 円、9, 1 0 0 円。

3 款、1 項、1 億 5, 0 3 6 万 8, 0 0 0 円、1 億 5, 4 5 9 万 2, 0 6 4 円、1 億 5, 4 5 9 万 2, 0 6 4 円。2 項、6, 6 1 4 万 7, 0 0 0 円、6, 4 6 9 万 6, 1 9 5 円、6, 4 6 9 万 6, 1 9 5 円。

4 款、1 項、2 億 2, 7 4 6 万 5, 0 0 0 円、2 億 1, 1 4 3 万 8, 0 0 0 円、2 億 1, 1 4 3 万 8, 0 0 0 円。

5 款、1 項、1 億 1, 7 7 5 万 9, 0 0 0 円、1 億 2, 8 7 2 万 9 9 8 円、1 億 2, 8 7 2 万 9 9 8 円。2 項、7 7 4 万円、7 1 1 万 6, 0 0 7 円、7 1 1 万 6, 0 0 7 円。

6款、1項、2万4,000円、386円、386円。

7款、1項、1億3,670万8,000円、1億2,704万1,796円、1億2,704万1,796円。

8款、1項、8,044万4,000円、8,044万4,489円、8,044万4,489円。

9款、1項、1,000円、ゼロ、ゼロ。2項、1,000円、1,447円、1,447円。3項、3,000円、56万8,736円、56万8,736円。

ページをおめくりください。

10款、1項、1,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、9億6,817万円、9億5,512万2,223円、9億5,333万6,093円、24万3,580円、154万2,550円。

ページをおめくりください。

歳出です。

1款、1項、2,550万4,000円、2,251万3,740円、299万260円。2項、525万円、461万4,687円、63万5,313円。3項、286万5,000円、230万2,678円。56万2,322円。

2款、1項、7億6,160万円、7億2,479万6,400円、3,680万3,600円。2項、639万円、519万5,719円、119万4,281円。3項、1,708万4,000円、1,672万3,022円、36万978円。4項、212万6,000円、212万5,009円、991円。5項、3,700万、2,500万8,761円、1,199万1,239円。6項、109万6,000円、107万2,300円、2万3,700円。

3款、1項、1,794万9,000円、1,589万2,731円、205万6,269円。2項、232万5,000円、180万3,200円、52万1,800円。3項、803万6,000円、688万2,912円、115万3,088円。4項、5万円、4万5,962円、4,038円。

4款、1項、2,089万3,000円、2,086万9,386円、2万3,614円。

5款、1項、1,000円、ゼロ、1,000円。2項、1,000円、ゼロ、1,000円。

ページをおめくりください。

6款、1項、4,513万7,000円、4,510万4,448円、3万2,552円。

7 款、1 項、1, 4 8 6 万 3, 0 0 0 円、ゼロ、1, 4 8 6 万 3, 0 0 0 円。
歳出合計、9 億 6, 8 1 7 万円、8 億 9, 4 9 5 万 9 5 5 円、7, 3 2 1 万
9, 0 4 5 円。

最後に、水色のページをおめくりください。

後期高齢者医療事業特別会計です。

ページをおめくりください。

歳入です。

1 款、1 項、5, 7 8 3 万 3, 0 0 0 円、5, 6 8 8 万 8, 0 3 5 円、5,
7 0 1 万 5, 4 5 0 円、ゼロ、△1 2 万 7, 4 1 5 円。

2 款、1 項、1 万円、2, 7 0 0 円、2, 7 0 0 円。

3 款、1 項、2, 6 5 7 万 8, 0 0 0 円、2, 2 5 0 万 1, 8 2 8 円、2,
2 5 0 万 1, 8 2 8 円。

4 款、1 項、1 0 5 万 4, 0 0 0 円、1 0 5 万 4, 1 5 9 円、1 0 5 万 4,
1 5 9 円。

5 款、1 項、2 0 万 2, 0 0 0 円、5 1 万 4 6 7 円、5 1 万 4 6 7 円。2 項、
1 万円、ゼロ、ゼロ。3 項、ゼロ、2 1 円、2 1 円。

歳入合計、8, 5 6 8 万 7, 0 0 0 円、8, 0 9 5 万 7, 2 1 0 円、8, 1
0 8 万 4, 6 2 5 円、ゼロ、△1 2 万 7, 4 1 5 円。

ページをおめくりください。

歳出です。

1 款、1 項、1 0 万 1, 0 0 0 円、ゼロ、1 0 万 1, 0 0 0 円。

2 款、1 項、8, 4 3 1 万円、7, 9 9 6 万 3, 8 0 7 円、4 3 4 万 6, 1
9 3 円。

3 款、1 項、5 3 万 1, 0 0 0 円、5 1 万 4 6 7 円、2 万 5 3 3 円。

4 款、1 項、7 4 万 5, 0 0 0 円、ゼロ、7 4 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計、8, 5 6 8 万 7, 0 0 0 円、8, 0 4 7 万 4, 2 7 4 円、5 2 1
万 2, 7 2 6 円です。

私の方からは以上です。

○**建部議長** 続いて、建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** それでは、認定第 6 号 令和 4 年度甲良町水道事業会計
歳入歳出決算並びに事業報告についてご説明申し上げます。

決算書 1 ページをお願いいたします。

水道事業会計決算報告についてご説明申し上げます。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入及び支出につきましては、決算額で説明させていただきます。

収入の部といたしまして、第 1 款 水道事業収益につきましては、決算額 1 億

8, 867万4, 138円、支出の部といたしまして、第1款 水道事業費といたしまして、決算額1億7, 169万7, 421円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、第1款 資本的収入については決算額はございません。支出の部につきまして、第1款 資本的支出については8, 241万3, 181円の決算額となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8, 241万3, 181円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額105万799円、減債積立金7, 085万4, 381円、当年度損益勘定留保資金1, 050万8, 001円で補填をいたしました。

また、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

営業収益といたしまして、1億3, 939万7, 312円ございました。また、営業費用といたしまして、1億4, 942万8, 180円ございました。営業利益といたしまして、△の1, 003万868円でございます。

また、営業外収益といたしましては3, 571万5, 344円、営業外費用といたしましては975万8, 558円ございました。

経常利益といたしまして、1, 592万5, 918円となっております。

また、当年度の純利益といたしましては、1, 592万5, 918円と同額となっております。

また、当年度未処理分利益剰余金といたしまして、8, 678万299円と一番下段の方になっております。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、固定資産合計といたしまして17億4, 787万2, 248円ございました。

また、2の流動資産といたしまして、合計が3億9, 448万73円ございました。

資産の合計といたしまして、21億4, 235万2, 321円となっております。

また、次の10ページをお願いいたします。

負債の部といたしまして、固定負債としての合計でございます。固定負債合計といたしまして、3億5, 705万9, 647円となっております。

また、流動負債の合計といたしまして、9, 794万7, 768円となっております。

繰延収益といたしましての合計といたしましては、6億8,261万2,466円となっております。

負債の合計といたしまして、11億3,761万9,881円となっております。

続きまして、資本の部といたしまして、資本金合計といたしまして3億4,184万5,746円となっております。

また、剰余金合計といたしまして、下から3段目の行になりますけれども、6億6,288万6,694円でございます。

資本合計といたしまして10億473万2,440円、また、負債資本合計といたしまして21億4,235万2,321円でございます。

11ページをお願いいたします。

財務諸表における注記でございます。

一番下のⅢ、その他の注記の方で、1、賞与引当金の取崩額につきまして、当年度におきまして、職員の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費の支払いのため、賞与引当金85万9,279円を使用いたしました。また、貸倒引当金の取崩額といたしまして、当年度におきまして、不納欠損処理に充当するため、貸倒引当金16万700円を使用いたしました。

続いて、19ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

総括的事項といたしまして、令和4年度、一部の箇所におきまして老朽管の水道管布設替工事を実施いたしましたが、施設を含めた維持管理の時期であるため、今後は、水道管の更新計画を立てるとともに水道施設の保守と更新事業を中心として施設維持管理を重点に整備をしていきます。また、有収率向上のため、漏水調査の実施と漏水箇所の修繕を併せて実施していくこととしております。

また、一方、令和4年度の財政状況につきましては、総収益1億7,511万2,000円に対しまして、総費用1億5,918万7,000円となり、当年度の純利益は、先ほど申し上げた1,592万5,000円となっております。

また、経営指標に関する事項といたしまして、経営の健全化を示す経常収支比率につきましては、施設修繕及び電気料金の高騰によりまして経費が増加したことから、昨年度より36.11%減少しております。

有収率につきましては、令和5年1月の冬季寒波による水道管凍結による漏水還付の増加により、前年度より有収率が一時的に下がっておりますが、今後の取組として管路の漏水調査を再開し、修繕により有収率の向上に努めていくところでございます。

(3) 議会議決事項といたしまして、2 議案をご審議いただいたところでございます。

また、次ページ、20 ページ、工事といたしまして、尼子地区配水管布設替工事に伴う設計監理業務委託と尼子地区配水管布設替工事を実施しているところでございます。

21 ページをお願いいたします。

業務でございます。

業務量といたしまして、有収率につきまして、当該年度 80.29%となっております。

また、事業収入に関する事項といたしまして、1 立米当たりの供給単価 162.4 円となっております。また、事業費に関する事項といたしましては、1 立米当たりの給水原価が 153.64 円となっているところでございます。

23 ページをお願いいたします。

会計といたしまして、企業債及び一時借入金の状況でございます。

企業債といたしまして、前年度末残高 4 億 9,600 万 8,167 円でございます。当年度償還額につきましては 7,085 万 4,381 円、当年度末残高といたしまして 4 億 2,515 万 3,786 円となっております。

一時借入金についてはございませんでした。

続いて認定第 7 号 甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について説明申し上げます。

決算書 1 ページをお願いいたします。

こちらの方につきましても、決算額のみ説明とさせていただきます。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、第 1 款 下水道事業収益といたしまして、決算額 3 億 3,647 万 1,242 円でございます。支出の部といたしまして、第 1 款 下水道事業費でございます。決算額 3 億 2,446 万 72 円でございます。

3 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部といたしまして、第 1 款 資本的収入、決算額 2 億 5,365 万 3,000 円でございます。また、支出の部といたしまして、第 1 款 資本的支出につきまして、決算額 3 億 1,761 万 9,596 円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,396 万 6,596 円は、過年度損益勘定留保資金 1,282 万 3,142 円及び当年度損益勘定留保資金 5,114 万 3,454 円で補填をいたしました。

また、5 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

営業収益といたしまして、8,429万976円で行いました。2、営業費用といたしまして、2億6,429万2,525円で行いました。合計の営業損失といたしまして1億8,000万1,549円で行いました。

また、営業外収益といたしまして2億4,375万9,022円で行いました。営業外費用といたしましては4,950万6,457円で行いました。当年度純利益といたしましては1,425万1,016円となっているところでございます。

また、一番下段の当年度未処分利益剰余金といたしましても、純利益と同額の1,425万1,016円となっているところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございまして。

資産の部といたしまして、固定資産合計といたしまして58億3,547万2,373円で行いました。また、2、流動資産といたしまして、流動資産合計が9,783万3,569円で行いました。資産合計といたしましては、59億3,330万5,942円となっております。

負債の部といたしまして、固定負債といたしまして、合計額29億1,040万1,097円となっております。また、流動負債といたしまして、合計額が3億2,326万2,585円となっております。繰延収益といたしましては、合計額が25億9,008万2,239円となっております。負債の合計といたしまして、58億2,374万5,921円となっているところでございます。

また、資本の部といたしまして、資本金合計といたしまして4,820万2,328円となっているところでございます。剰余金といたしましては、剰余金合計といたしまして6,135万7,693円で行います。資本合計といたしまして、1億956万21円となっております。また、資本合計といたしまして、59億3,330万5,942円となっております。

11ページをお願いいたします。

財務諸表における注記でございまして。

賞与引当金の取崩し、一番下のⅢになります。額につきまして、当年度におきまして、職員の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費の支払いのため、賞与引当金80万を使用いたしました。また、2、貸倒引当金の取崩しにつきまして、当年度不納欠損処理に充当するために、貸倒引当金1万3,200円を使用したところでございます。

27ページをお願いいたします。

下水事業の事業報告でございまして。

総括的事項といたしましては、令和2年度から地方公営企業法を適用し地方

公営企業会計に移行し、資産や負債の状況や収益、費用を明確に把握することが可能となり、これにより事業の効率化や健全な財政運営につなげていくことが必要でございます。

令和4年度の財政状況につきましては、総収益3億2,805万円に対しまして、総費用3億1,379万9,000円となり、純利益については1,425万1,000円となりました。

また、経営指標に関する事項といたしましては、経営の健全化を示す経常収支比率は、前年度より1.61%下回りましたが、引き続き健全な経営に努める所存でございます。また、水洗化率は前年度より僅かに上昇しておりますが、接続対象の人口の減、高齢化により大きな増加は期待できないため、今後も普及・啓蒙活動に努めてまいりたい所存でございます。

指標の推移といたしましては、経常収支比率につきましては、令和4年度104.54%、水洗化率は82.27%、有形固定資産減価償却率については8.73%になっているところでございます。

議会議決事項につきましては、7案件につきましてご審議をいただいたところでございます。

続きまして、28ページ、工事といたしましては、マンホールポンプ改築更新工事積算設計施工委託を行ったものと、長寺1号・2号マンホールポンプ機械の設備改築更新工事を実施したところでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

業務でございます。

業務量といたしまして、有収率83.0%でございます。

また、事業収入に関する事項といたしまして、当年度総費用3億2,804万9,998円となっております。事業費に関する事項といたしまして、総費用、当年度3億1,379万8,982円となっているところでございます。

次ページをお願いいたします。

会計といたしまして、企業債及び一時借入金の状況でございます。

企業債といたしましては33億7,438万6,706円を前年度末残高として持っております。当年度発行額につきましては1億2,670万円を発行しております。当年度償還額につきましては2億9,953万7,986円を償還し、当年度末残高につきましては32億154万8,720円が残高としてなっております。

一時借入金については、ございませんでした。

どうか、以上、よろしくをお願いいたします。

○建部議長　ここで暫時休憩をいたします。時間は10時45分まで。

(午前10時25分　休憩)

(午前10時44分 再開)

○**建部議長** おそろいですので、ちょっと時間前ですけども、ただいまから再開いたします。

質疑に先立ちまして、監査委員の阪東議員から、令和4年度の甲良町の各会計の歳入歳出決算審査の報告を求めます。

阪東議員。

○**阪東議員** 甲監第26号。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳。同 阪東佐智男。

令和4年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の概要。

(1) 期日 令和5年8月2日、4日、10日。

(2) 場所 甲良町役場 2階議会議員控室。

(3) 審査の対象 ①甲良町一般会計、②甲良町国民健康保険特別会計、③甲良町墓地公園事業特別会計、④甲良町介護保険事業特別会計、⑤甲良町後期高齢者医療事業特別会計、⑥甲良町水道事業会計、⑦甲良町下水道会計、以上7会計で、その決算は次のとおりである。

2 ページをご覧ください。

2、一般会計。

歳入歳出決算の状況。表をご覧ください。

歳入決算額は41億8,557万5,000円、予算額との比率99.6%、歳出決算額は40億653万9,000円、予算額との比率95.4%で、差引き1億7,903万7,000円となり、このうち令和5年度へ繰り越した事業に要する財源3,377万5,000円を差し引くと、実質残額は1億4,526万2,000円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

1、歳入。

歳入決算額は41億8,557万5,000円で、前年度と比べて4,876万6,000円減となっているが、主な増減の要因としては、特別交付税等の地方交付税、地方特例交付金等の各種交付金や繰入金、ふるさと応援寄付金等の寄付金の減、コロナ対策に関連する地方創生臨時交付金等の国庫支出金、強い農業総合支援交付金等の県支出金や過疎対策事業債等の地方債の増などによるものによるものである。

町税については、甲良町固定資産税は新型コロナウイルス感染症に伴う特例

減免対象物件の縮小により増額し、個人町民税も個人所得の向上に伴う増額となった。また、令和4年4月に過疎指定されたことに伴い過疎対策事業債が新たに発行された。特別交付税は、除雪費用分と準過疎地域配分措置の縮減により減額になったことなどが、歳入減額の理由である。

歳入決算における自主財源構成比は、普通会計ベースによると28%と前年度28.4%に比べて0.4ポイント低くなった。自主財源の繰入金金の減額が主な要因である。同級他団体に比べ低い状況は続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

次ページをご覧ください。

滞納額の主な状況を見ると、①町税は、主には時効完成等により、不納欠損処分116万（前年度104万9,000円）をした結果、2,299万4,000円（前年度2,108万6,000円）で、190万8,000円の増。

②保育園保育料等は、222万6,000円（前年度259万）で、36万4,000円の減。

③幼稚園使用料等は、11万1,000円（前年度11万1,000円）で、昨年と同額。

④住宅使用料は、923万7,000円（前年度1,026万8,000円）で、103万1,000円の減。

⑤学校給食費は、189万8,000円（前年度221万5,000円）で、31万7,000円の減。

⑥幼稚園給食費は、7万4,000円（前年度7万4,000円）で、昨年と同額。

⑦児童クラブ利用料は、30万6,000円（前年度30万3,000円）で、3,000円の増。

⑧住宅新築資金は、9,881万（前年度1億830万6,000円）で、949万6,000円の減。

令和4年度滞納額の合計額（諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入を含む）は、1億3,565万5,000円（前年度1億4,497万5,000円）となり、前年度と比べて932万減少しているが、不納欠損額も116万（前年度104万9,000円）であり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

町統一の判断基準「未納者に対する取組状況及び不納欠損理由と生活困窮者の定義」は、公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても恣意性が入らないように回収に努められたい。

幼稚園使用料は無償化のため、過年度の滞納のみであり、給食費に関しても令和4年9月以降は無償化となった。保育料、児童クラブ利用料とともに利用者負担が原則であるため、今後も未納者を出さないように積極的かつこまめな徴収事務により一層努力されたい。

なお、令和4年度諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入の滞納額は、9,881万(前年度1億830万6,000円)で前年度と比べて949万6,000円減となっているが、町全体の滞納額の44.4%を占めている。令和3年度に弁護士委任を13件行い、そのうち令和4年度に債権を全額回収したのが3件、和解締結は4件であった。

当貸付金は返済が原則であるので、今後も計画的に債権回収業務を遂行されたい。債権の回収業務の弁護士委任は成果が見られるため、引き続き行政の責任として町の強い姿勢を示し必要な措置を取るとともに、上席者は担当者任せではなく担当者を支援し、自ら率先垂範して徴収等に努められたい。

4 ページです。

歳出。

歳出決算額は、40億653万9,000円で、前年度と比べて5,904万1,000円の減となっているが、主には民生費、総務費、教育費の増、土木費、衛生費、商工費の減などによるものである。総務費の一般財産管理事業は、本庁舎空調設備更新で、2,536万の増、民生費の生活応援事業は、新規事業で、3,199万7,000円の増、教育費は、中学校のLED化など教育施設整備費で、1,927万円の増、土木費の除雪委託8,250万6,000円の減、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,433万3,000円の減、商工費は、甲良町新しい生活・産業様式確立支援交付金の事業終了により1,859万3,000円の減である。

予算額に対する執行率は95.4%であるが、翌年度へ繰り越して事業執行する繰越明許費繰越額が4,750万2,000円を含んだ執行率は96.5%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は18億4,731万1,000円(前年20億2,083万7,000円)で、前年度より1億7,352万6,000円減少し、地方債現在高比率は73.5%(前年度78.2%)で、前年度より4.7ポイント低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.9%(前年85.6%)で、前年度に比べて2.3ポイント悪化している。町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的な状況にあると言わざるを得ない。

令和4年4月に過疎指定がされ、過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、令和4年度においては、甲良中学校のLED化事業ほかハード事業5件(4,9

60万円)、福祉医療助成事業ほかソフト事業2件(3,500万円)の合計8,460万円の過疎対策事業債の発行がされた。事業費の70%相当分が交付税の基準財政需要額に算入される。令和4年度は、既存事業の振替などが主なものとなった。人口減少対策としての事業は一朝一夕にできるものではない。しかし、財政面で有用なものであるため、起債償還のバランスを考慮しつつ、今後もしっかり見極め、活用されたい。

また、生活に身近な分野の重点施策に選定し、歳入に見合った歳出を原則に限られた財源の重点的・効率的な配分や不要な事業の見直し等による歳出の削減に職員一丸となって取り組まされたい。

さらには、財政危機宣言が発出され、第三次財政健全化計画を策定された。健全化に向けた課題や基本方針に基づき、改善事項を基に、今後は詳細なプログラム策定と確実に取組を進めるため進捗管理されたい。

5ページをご覧ください。

3、特別会計・企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

歳入歳出決算の状況。表をご確認ください。

本会計決算額は、歳入は8億2,510万1,000円、歳出が7億9,880万1,000円で、差引き2,630万円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額の129万9,000円(前年度74万9,000円)を除くと1,830万6,000円(前年度1,485万5,000円)となり、前年度より345万1,000円増加している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公正な税負担が求められている。過年度の収納率は21.7%(前年24.9%)と前年度より3.2ポイント下回っている。また、現年度の収納率は94.3%(前年96.6%)と前年度より2.3ポイント下回っており、滞納額は増加している。

令和9年度には国民健康保険が統一され、県民全てが同じ保険料の算定になる予定だが、本町は現在の保険料から比較すると負担増となる。統一方式に向け、令和6年度には4方式から3方式に変更となり移行の準備を進めている。国への公費負担の充実の要望や国保運営基金の確保が必要となるので、万全に臨んでいただきたい。

また、国保税は、財政の基盤となる税収の1つなので、引き続き滞納整理をしっかりとされたい。公平な医療を受けるために必要な負担であることを被保険者に十分に周知するとともに、税務課においては納税者の不公平とならないように的確な賦課徴収を行い、住民人権課においては給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、今後、納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まされたい。

次のページを。 6 ページ。

(2) 墓地公園事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。表をご確認ください。

本会計の決算額は、歳入が148万5,000円、歳出が134万8,000円で、差引き13万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

墓地管理料が11万3,000円(昨年11万8,000円)の滞納となっている。

近年、少子・高齢化の影響や墓地に関する考え方の変化により、維持管理できず墓じまいをする傾向が多く見られるため、販売が進まない現状である。令和4年度には5区画を販売し、全396区画のうち、残り175区画となった。

令和5年3月号の広報こうらにおいて、墓地公園永代使用促進事業補助金の記事を掲載されたが、引き続き土地の販売促進や宣伝等に取り組みたい。

7ページをご確認ください。

(3) 介護保険事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。表をご確認ください。

本会計の決算額は、歳入が9億5,333万6,000円、歳出が8億9,495万1,000円で、差引き5,838万5,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は、不納欠損額24万4,000円(前年度23万5,000円)を除くと194万2,000円(前年度199万8,000円)と前年度に比べて5万6,000円減少した。また、現年度普通徴収の収納率は93.9%(前年度91.5%)と前年度より2.4ポイント増加、過年度徴収の収納率は21.7%(前年25.7%)と前年度より4ポイント減少した。

保険法の負担の公平性からも、滞納者には平素からこまめな納付指導や接触を行うこととともに、時効の中断となる分納誓約書を徴することや、滞納の場合の給付制限の案内をするなど、滞納の未然防止に向けて確実な事務執行に努められたい。

保険給付費が増となった主な原因は、居宅介護サービス給付費と地域密着型サービス給付費の増であり、施設介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費は減である。傾向としては要介護3の認定者が増え、要介護4・5の重度の認定者が減ってきている。早い段階で機能低下をしている人を見つけ予防していくことが、要介護認定者を減らし介護給付費を下げることにつながるために、引き続き筋力トレーニング教室やサロン事業など利用促進に努め、要介護になる前の段階で予防につなげていけるよう今後も取り組まれない。

次のページをご確認ください。 8 ページ。

(4) 後期高齢者医療事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。表をご確認ください。

本会計の決算額は、歳入が8,108万5,000円、歳出が8,047万4,000円で、差引き61万の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は3万9,000円（前年度10万4,000円）と前年度に比べて6万5,000円減少しているが、今後も納付の義務の十分な理解を得られるようにこまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応をし、新規未納者の未然防止に努められたい。また、滞納者には催告書を発行し分納誓約に徹し、時効防止に努められたい。

還付未済額は16万6,000円であるが、処理放置とならないように早期に処理されたい。

医療費については、コロナ禍で受診を控える方が多かったが、徐々に戻りつつある。令和4年10月から、医療機関等の窓口で支払う医療費の個人負担割合が、新たに2割の区分が追加された。今後も引き続き、適時的確な事務処理を遂行されたい。

9ページをご覧ください。

（5）水道事業会計。

収益的収入及び支出の状況については、表をご確認ください。

10ページへ飛んでいただきたいと思います。

③損益計算書の状況。表をご確認ください。

本会計の決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億3,939万7,000円、営業外収益は3,571万5,000円、支出の営業費用は1億4,942万8,000円、営業外費用は975万9,000円、当年度純利益は1,592万6,000円となり、当年度未処分利益余剰金は8,678万となった。

有収率は令和4年度では80.3%（前年84.4%）と前年度より4.1ポイント減少している。主な原因は、年明け1月の寒波で水道管の凍結により漏水が発生したことなどである。有収率は、水道経営の根幹をなすものであることから、水道経営の適正化に向けて、安全で安心な水の供給に取り組むとともに、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。また、漏水調査等を実施し、有収率の向上に努められたい。

滞納額は、不納欠損額の16万1,000円を除くと4,980万5,000円である。ただし、令和5年3月分の上水道料金（968万9,000円）は、前年度まで収納日ベースで計上していたが、令和4年度は企業会計原則に基づき未収金として計上している。

長期滞納者に対しては、給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納率の向上に努力されたい。

1 1 ページをご覧ください。

(6) 下水道事業会計。

収益的収入及び支出の状況については、表をご確認ください。

1 2 ページをお願いします。

③損益計算書の状況。表をご確認ください。

本会計の決算の損益計算書において、収入の営業収益は8,429万1,000円、営業外収益は2億4,375万9,000円、支出の営業費用は2億6,429万3,000円、営業外費用は4,950万6,000円で、当年度純利益は1,425万1,000円となり、当年度未処分利益剰余金は1,425万1,000円となった。

滞納額は、不納欠損額1万3,000円を除くと1,677万6,000円である。ただし、令和5年3月分の下水道使用料(661万1,000円)は、前年度までは収納日ベースで計上していたが、令和4年度は企業会計原則に基づき未収金として計上している。

また、水洗化率は82.3%(前年度81.6%)であり、前年度より0.7ポイント上回っている。水洗化人口については、死亡、転出等により減少傾向にある。

今後も燃料高騰の関係で処理場の費用負担が上がることが予測され、今後、各市町にも影響を及ぼすことが確実である。

滞納額の減少に向けて、引き続き努力をされたい。

1 3 ページの基金残額についてはご確認ください。

1 4 ページの地方債残額についてもご確認ください。

1 5 ページの徴収金滞納額についてもご確認ください。

1 7 ページをご確認ください。

7、結論。

令和4年度甲良町一般会計、特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査をした結果、決算の計数は正確であり、予算執行及び財産の管理についてはおおむね適正に処理されていることと認めた。

また、各基金の運営状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

財政状況は、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤で、多くは地方交付税や地方債の依存財源に頼っている現状である。一般会計及び特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額54億7,401万4,000円(前年度58億9,123万2,000円)で、前年度より4億1,721万8,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

令和4年度にも新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などにより経

営情勢が不安定であり、さらなる高齢化に伴う医療・介護等の給付額の増加やさらなる人口減が見込まれる。財源確保の厳しい状況が継続されるが。すいません、ここがポイントです。令和4年度4月に過疎指定されたことに伴う過疎債の発行は、町民が将来にわたって安全に安心して暮らせる地域社会の実現のため、事業を吟味し有効に活用されたい。また、第三次財政健全化計画により行財政運営を見直し、財政的課題や改善事項を基に、今後は詳細なプログラム策定と危機感を持って取組を進めることを期待する。

健全な財政運営を確立するために、危機感を持って職員の適材適所の配置や行財政運営の見直しなど行うとともに、風通しのいい職場づくりに努力されたい。

また、一般会計の不用額が1億47,02万4,000円で、特別会計（企業会計を除く）は1億1,572万8,000円で、合わせると2億6,275万2,000円（前年度3億7,550万1,000円）と多額である。前年度より1億1,274万9,000円減ったが、今後不測の事態に備えた一定額の予備費の計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するように習慣づけられたい。

徴収金の滞納状況については、前年度より1,409万2,000円増え、2億2,263万5,000円となった。町税や使用料、保険料、貸付金等は町財政における貴重な財源であり、滞納があることは健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務を果たせる社会秩序を維持するためにも、公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、滞納額をそのまま放置することなく、適時適切な納付勧奨や納付の義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前にそれぞれ滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導を行うなど、一層の収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。

なお、特別会計への助成金・出資金・繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計毎に独立採算が取れるよう適正に処理されたい。

18ページをご覧ください。

最後に、町行政の信頼の礎は、日々正しい行政事務執行等の積み重ねである。財政危機を回避するために職員が一丸となって業務の凡事徹底を図り、無駄のない事業執行に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員として自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切に切望して、令和4年度決算審査の意見書の結びとします。

最後に、凡事徹底という四字熟語が出てきました。これはイエローハットの

相談役の鍵山秀三郎さんの教えであります。まずは、凡事徹底とは、当たり前のことを当たり前のようにやるのではなく、人がまねができないほど徹底的にやるという意味です。

甲良町についても、過去、不祥事が沢山あります。上席の者は、上席なりの責任を持って徹底的にやっていただきたいと思います。また、下部の者は、またそういうようなところを真剣にやっていただきたいというふうに思って、凡事徹底という言葉を入れさせていただきました。

ありがとうございます。

○**建部議長** 決算審査の報告が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7議案について、総括的に質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 膨大な決算審査が出されて、様々に含蓄ある適切な指導、それから指摘があったように思います。

委員会で議論がされるわけですけども、その材料として、議運でも話されたかなというように思いますけども、未収額ですね。依然としてあります。それから、不納欠損の金額も100万、200万の単位で見ます。その点で、明細ですね。何件あって。以前ありました。水道についても大変100万を超える金額がある方が何人もおられる。こういうのがありました。そういう一覧表を委員会に提出されるようにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。準備をしていただきたい。

○**建部議長** どうですかね。

総務課長。

○**中村総務課長** 令和4年度決算概要につきまして、まずは、未収金の状況につきましては、9ページから載っておるところでございます。その中でも区分的に分かれたものとかは用意しておりませんが、一定の件数には分かるような格好でここには記載をしております。大口と言われるようなところについては一度整理をさせていただいてということで、水道の料金につきましては、100万以上とかそういう単位での件数ということでございましたので、少しちょっと中身を検討させていただいて、できる範囲の数字については精査して、委員会の方で各課相談して提出をしたいというふうに思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これ、宙ぶらりんの論議じゃなくて、なぜこういうことが繰り返されているのか。阪東監査委員が法令遵守の中身で凡事徹底という言葉が使われましたけども、それが実行をずっとされていないという状況があって、それぞれ努力されていると思うんです。そのことがどういう状況からこうなってい

るのか。つまり、払わない人はずっと払わないというので流れているわけですから、滞納の額の多い額から何件、そして、何件あるのかということが分かる、議論ができる資料をとるように希望していますので、よろしくをお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 一定の資料は提出したいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に、今年の3月31日、裁判が結審しました。そこでもう滞納金、そして、それが最後には不納欠損になって結びつくと。28年度、29年度で2,500万を超える滞納金、不納欠損が生じたわけですが、そのことを繰り返さないということで、深謝するという町長の表明があって、全戸配布でその表明のチラシが出されました。ですから、このことが二度と起きないように、第三者委員会の中身をどのように実行していくのかということが述べられると思いますので、改めて全戸配布されました町長の深謝の中身ですね。これも提出をしていただいて、議論の対象にするようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 広報に折り込みで挟ませていただいた資料でよろしいですか。分かりました。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7議案について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書に基づいて、ご説明の方をさせていただきます。

表紙を1枚おめくりください。

令和5年度甲良町一般会計補正予算（第3号）でございます。

その中身につきましては、歳入歳出それぞれ9,150万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ40億6,427万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、第1表のとおりでございます。

また、地方債補正について第2表、債務負担行為の補正については第3表になっております。

それでは、第1表の方を読み上げさせていただきます。款項及び補正額のみ読み上げさせていただきます。

10款、1項 地方交付税、補正額5,652万7,000円。

12款、1項 負担金、80万1,000円。

13款、1項 使用料、32万円。

14款、1項 国庫負担金、317万2,000円。2項 国庫補助金、27万2,000円。

15款、1項 県負担金、37万5,000円。2項 県補助金、331万2,000円減。

18款、1項 特別会計繰入金、7万2,000円。2項 基金繰入金、8,404万1,000円減。

19款、1項 繰越金、1億1,026万1,000円。

20款 諸収入、5項 雑入、1,050万9,000円。

21款 町債、1項 町債、345万6,000円減。

合計補正額9,150万円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。

1款、1項 議会費、補正額2,000円。

2款、1項 総務管理費、6,785万5,000円。2項 徴税费、227万1,000円減。3項 戸籍住民基本台帳費、9万円減。

3款、1項 社会福祉費、563万円。2項 児童福祉費、2,030万7,000円減。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、733万4,000円。2項 清掃費、50万円。

6款、1項 農業費、230万2,000円減。2項 林業費、73万9,000円増。

7款、1項 商工費、131万4,000円。

8款、1項 土木管理費、46万2,000円。4項 住宅費、353万3,000円。5項 都市計画費、35万8,000円。

9款 消防費、1項 消防費、補正額44万7,000円。

10款、1項 教育総務費、3,132万5,000円。2項 小学校費、158万9,000円減。5項 社会教育費、144万減。6項 保健体育費については、更正によりまして、増減については生じておりません。

合計歳出補正額9,150万円で、歳入と同額でございます。

おめくりください。

地方債の補正でございます。変更でございます。

臨時財政対策債限度額について、補正前額1,800万円を補正後1,454万4,000円と345万6,000円の減額とするものでございます。

3表につきましては、債務負担行為の補正でございます。追加の5項目でなっております。事項、期間、限度額、順に読ませていただきます。

甲良町放課後児童クラブ運營業務委託、令和5年度から令和8年度まで、限度額9,099万3,000円。健康づくり事業委託、令和5年度から令和8年度まで、195万3,000円。各種がん等検診委託、令和5年度から令和8年度まで、3,009万6,000円。甲良東小学校修学旅行事業委託、令和5年度から令和6年度まで、110万4,000円。甲良西小学校修学旅行事業委託、令和5年度から令和6年度まで、69万3,000円。

以上であります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第14 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第40号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 それでは、令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、次に定めるところによるということで、議案のめくっていただきました1ページ目をお願いします。

歳入歳出予算。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,105万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8億6,484万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものです。

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

4款 県支出金、1項 県負担金、20万9,000円。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、3万円。

7款 繰越金、1項 繰越金、2,629万8,000円。

8款 諸収入、3項 雑入、451万7,000円。

補正額合計3,105万4,000円でございます。

2ページをお願いします。

歳出。

1款 総務費、1項 総務管理費、23万9,000円。

7款 基金積立金、1項 基金積立金、2,400万円。

9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、520万4,000円。

10款 予備費、1項 予備費、161万1,000円。

補正額合計3,105万4,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

事項、期間、限度額です。

まず、健康づくり事業委託、期間、令和5年度から令和8年度まで、1,068万円。特定健康診査委託、令和5年度から令和8年度まで、限度額が1,950万円。

以上です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第41号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第41号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を説明させていただきます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,447万1,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款 国庫支出金、28万5,000円。

4款 支払基金交付金、238万7,000円。

5款 県支出金、14万2,000円。

7款 繰入金、111万2,000円。

8款 繰越金、5,838万4,000円。

歳入補正額合計6,231万円。

続きまして、2ページ、歳出をお願いいたします。

1款 総務費、105万5,000円。

3款 地域支援事業費、29万7,000円。

4 款 基金積立金、1, 697万4, 000円。

6 款 諸支出金、3, 198万4, 000円。

7 款 予備費、1, 200万円。

歳出補正額合計6, 231万円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第42号 契約の締結につき、議決を求めることについて
(甲良町自庁舎設置サーバ機器更新業務)。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 失礼します。

おめくり願います。

甲良町自庁舎設置サーバ機器更新業務について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

契約の目的。甲良町自庁舎設置サーバ機器更新業務。

契約の方法は、指名競争入札です。

契約の金額。2, 684万円です。

契約の相手方は、株式会社ケーケーシー情報システムでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 議運の段階だったと思います。全協ですか。全協で説明がありました。予定額が4, 200万の予定価格を提示して入札に入ったということなんです。それで、9者に指名競争入札で、そして、当日参加が2者と。これは間違いありませんか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 予定価格につきましては、公表額5,245万983円、税込み額となっております。その後、9者の指名で2者参加されたといった点につきましては。すいません、税抜き額で申し上げますと4,768万2,712円。もう一度申し上げますと、税抜き額4,768万2,712円となっております。9者の対象で、実際参加したのは2者といったようなことで間違いございません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、この指名競争入札ですけれども、一般競争入札を通常にしていくという方針なのですが、この分野については指名競争入札がふさわしいと考えた内容があるのでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 こちらにつきましては、5年前において同様に実施しておるといった点がございます。それとまた、昨年、愛荘町ですか、近隣の6町、同じシステムが入っていますので、実施状況をお聞きしましたところ、同様の指名競争入札であったようなこと。それから、これ以外のパソコンの導入につきましては、滋賀県の町村会で共同入札を実施されています。その担当者の方にも、実施の状況なり、このサーバの入替えについての入札のご指導等、ご相談をさせていただいた上で、指名競争入札において、こういった対象者、実績等あるような業者で実施するのがふさわしいであろうといったようなご意見を参考にしながら、指名競争入札での実施といったようなことをさせていただいた次第です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員でございます。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第17 同意第15号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第15号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第15号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてでございます。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名の方が任期満了になります。次の方を選任することにつきまして、地方税法の定めにより、議会の同意をお願いするものでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字北落120番地1。

氏名 上田博司氏。

生年月日 昭和27年11月6日でございます。

上田博司氏は、任期が令和5年11月30日に満了を迎えることとなります。地方税法第423条第3項の規定によりまして、上田氏を再任をお願いしたいものでございます。

上田氏は彦根市役所での長年の行政経験があり、平成29年12月からこの任に就任をいただいております。現在、2期目をお務めいただいているところでございます。固定審査評価委員を務められた実績があること、適任者であることを勘案しまして、同意をお願いしたいものでございます。

任期につきましては、令和5年12月1日から令和8年11月30日までの任期でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第15号は同意されました。

次に、日程第18 同意第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第16号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を
求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第16号 甲良町公平委員会委員の選任につきまして、同意
をお願いすることでございます。

甲良町公平委員会委員のうち1名の方が任期満了となります。次の方を選
任することにつきまして、地方公務員法の定めにより、議会の同意をお願いす
るものでございます。

住所 滋賀県東近江市能登川町332番地10。

氏名 高田俊秀氏。

生年月日 昭和28年8月17日生まれでございます。

現在任期満了の片岡佐一様でございますが、お務めいただき、体力的なこ
と等でご辞退申し上げたいということでございましたので、新たに高田俊秀氏
をお願いしたいものでございます。

高田俊秀氏は、滋賀県職員として人事や経営計画などの幅広い分野の業務に
奉職をされておりました。社会保険労務士として独立開業されております。特
定社会保険労務士や年金マスター等の専門資格を有しておられまして、豊富な
業務経験を活かした地元企業の労務管理のサポートに高い評価をされている
ところでございます。人格高潔、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の
処理に理解がある方でございます。人事行政に関し識見を有する方でありませ
るので、選任をお願いするものでございます。

任期といたしましては、令和5年11月1日から令和9年10月31日まで
の任期でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。
これより、同意第16号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員です。

よって、同意第16号は同意されました。

日程第26 請願第2号を議題とします。

本請願については、紹介議員である西澤議員から趣旨説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

現行の健康保険証を残すことを求める請願。

議会議長 建部孝夫様。

2023年(令和5年)8月22日。

請願者が、犬上生活と健康を守る会会長 今村恵美子氏です。

住所は犬上郡豊郷町三ツ池196-9、電話番号が記載しています。

紹介者が私にならせていただきました。

請願趣旨。

政府は、マイナ保険証を巡るトラブルが続く中、来年2024年秋に健康保険証廃止の方針を打ち出しています。

しかし、法律上はマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。現在、進められている健康保険証とマイナンバーカードの一本化は、マイナンバーカードを持たない人が公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

特に、保険証の廃止は、社会的弱者や困難を抱えている人々を医療から遠ざけます。今、政府がおこなうべきことは、新型コロナ禍で疲弊してきた医療介護現場の体制充実や、国民の命と暮らしを守ることです。

国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一体化はただちにやめて、現行の健康保険証を残してください。

地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

請願事項。

- 1、現行の保険証を残してください。
- 2、意見書を国会、政府に提出してください。

この内容となっています。

加えて、私の請願としての紹介議員としての説明をさせていただきます。

全協の4日の日に説明会、趣旨説明があり、若干の意見などが交わされました。そこで、トラブルが起きないようにという請願なら分かる、こういう意見もございました。もっともなことだというように思います。

しかし、現時点のトラブルは、改善できるトラブルの範囲をはるかに既に超えています。

その1つは、6月にマイナンバーカード法が強行的に成立しましたが、改定ナンバー法が提出される前から、また、国会で審議をされている最中も深刻なトラブルが相次いでいたのです。医療機関関係者や専門家の声を無視して、岸田政権が自民党などの賛成で成立させました。

2つ目に、河野デジタル相は総点検を表明していますが、いつ完了するのかも明らかになっていませんし、その最中に次々と種類の異なるトラブルが報告されています。

3つ目に、トラブルが相次ぐ中、厚労省が紙の保険証の持参を呼びかけています。これは全くの矛盾となっています。

4つ目に、マイナンバーカードを登録しない国民には資格証を申請に応じて発行する、こういう意見が出されている一方、申請しなくても資格証は交付すべき、これをするべきだと案も飛び出している、まさにこの珍制度となっています。紙の保険証を残すことが一番の改善の前提となるというように思います。これはまさに迷走状態になっているのではないかと思います。

5つ目に、政府としても、ぜひこの制度を実行したいと強い狙いがあったとしても、マイナンバーカード取得を強制法にすることができなかったわけです。

6つ目に、健康保険組合では、保険情報のデータ自体がカードに登録されていない、つまり、ひもづけされていない実態が次々と明らかになり、報道では、77万件が現在で明らかになって、いつひもづけできるかが分からない。つまり、ひもづけできていないマイナンバーカードを持った人が医療機関に行けば、その情報が入っていませんから、無保険というように扱われる始末になります。来年秋までに作業がまだ間に合うか不安視をされています。

ですから、請願者が主張しているように、紙の保険証を残してくださいという切望されていることを強調していることを私は注目したいと思いますし、このことを理解していただきたいというように思いますので、ぜひ議員の皆さんの賛同をお願いしまして、紹介の説明とさせていただきます。よろしく願います。

加えて、もし採択されたならば、皆さんから出た疑問や、それから意見をふまえた意見書としてまとめたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**建部議長**　ここでお諮りします。

これより審査願ひます請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○**建部議長**　異議ございませぬので、委員会の付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませぬか。

木村議員。

○**木村議員**　請願あるいは西澤議員の個人的な意見をお聞かせいただきましたんですが、この文書の中で、いや、基本的に現行の保険証を残してくださいという部分ではちょっと賛同したいなという部分があるんですが、その意味があるんですが、この請願趣旨の文書の中で、この文書の中の下から3行目という表現でいいのかな。「国民も、患者も、医療機関も望んでいない」というふうに書かれておられました。これはちょっと僕の思いで言うと、極論過ぎるのではないかというふうに思うんですが、その質問でございます。

○**建部議長**　西澤議員。

○**西澤議員**　木村議員の質問にお答えします。

この中段下の方のところなんですけども、下から3行目。元々のマイナンバーカードは2013年に法が施行されて始まりました。そして、様々な情報を、つまり個人の情報をそのマイナンバーカードにほとんど書き込んでいきたい、つまりひもづけをしていきたいというのが財界の要請書になっています。そして、この医療情報から始まりますと、母子手帳、それから、その人の医療行為、どのような薬を飲んでいるのかまで全部そのマイナンバーカードの中にも入れて、その1つで全部が分かるようにしようというのが政府の狙いでもありますし、目的でもあります。

始まりそのものが、ここに書いているように、国民から始まったわけでもなし、患者も、それから医療機関も、マイナンバーカードの取得と、それから健康保険証を一体化するというのは、この制度ができてきて初めて分かってきた。まさにその中にはIT関係者、それから、どういいますか、電子機器に明るい方については、いや、いろんなセキュリティをちゃんとしたらできるさかいに個人情報も全部すぐ分かるように、つまり、甲良町でいろんな公的証明書を出せる場合も北海道へ旅行に行ったときもすぐ、マイナンバーカードを作れば個人特定ができると、こういう強みも確かにあります。

そういう点では、個人情報はどこでも取得できる。このことになると、本人のある特定の情報が誰でも閲覧できるというのが、既にマイナポータルですか、のところで解除されて、誰かが見ることができるというようになってしまったシステムがあります。そういう点では、やはり急いでこの状況をつくってきたために、いろんなセキュリティの準備がされないまま、このマイナンバーカードと、それから医療情報ですね。保険診療の情報が一本化される。つまり、ひもづけされてマイナンバーカードに登録されていくということになってきているわけですけども。

そこまで私たちがそしたら望んでいるのかと。医療関係者は、国会審議の最中に保険団体を組んで国会に陳情されて、各議員さんを訪問されたことが載っていました。滋賀県の保険団体の方についても県に陳情をされたりされてきました。

そういう点で、党派超えていろんなトラブルが起こるもとを、まず紙の保険証を残そうというので、厚労省もトラブルが起きたときに紙の保険証を持参して病院に来てくださいねともう言わざるを得なくなっていますので、一番の解決方法は、やはり保険証を残して、今後進んでいくであろうこのITの関係、情報の関係はそれぞれセキュリティをきちっとしながら進んでいくんだらうと思いますし、その点、今、来年の秋までにこの不安がなくなるのかという点でも、国民の中には、延期や、それから中止もございますけども、紙の保険証を残していくべきではないのかというのが70%を超えて80%近くなるかと思っておりますけども、そういう状況だというふうに思っていますので、ご理解よろしくお願ひします。

○建部議長 ほかにありませんか、質疑。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 8番、木村です。今るる請願の文書あるいは西澤議員のいわゆる意見ということをお聞きしまして、この請願に対しては賛成はしたいと思うんですが、もしこの請願が通ったときの意見書になった場合に、西澤議員がその文言等々をいわゆる付け加えるか何かで精査したいというようなことを言われましたので、意見書の段になったときには、ちょっと申し訳ない、考えることがあるかと思っておりますが、今現在は賛成とさせていただきます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 このマイナンバーカード、保険証にひもづけするところ、問題点があるのは重々承知しております。ニュースでも度々出ております。

この請願を見ると、下から3行目、「マイナンバーカードとの一本化はただちにやめ」と、ここが一番引っかかる所です。直ちにやめるんじゃないし、例えば延期をする、もしくはこの問題点を早期に解決する、そういった請願であれば理解できます。ここの「一本化はただちにやめ」というところに対して私は賛成しかねますので、この請願に反対いたします。

以上です。

○**建部議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 私は、この保険証を残すということに賛成したいと思います。やっぱり高齢者の方も、急にやっぱりついていけないという部分あるし、私もちょっと前ですが、テレビ報道なんかで見ますと、ある自治体、どこの市町村かというのはちょっと忘れちゃったけど、二十数%マイナンバーカードを返納している、そういう自治体がテレビ報道されておりました。そういうような問題もあって、まだちょっと解決しにくい部分はあると思うので、保険証を残すというこの請願に関しては、今回は賛成させていただきます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 着席願います。

起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

午前中はこれでもって終了します。

午後、一般質問に入っていきたいと思っておりますので、1時30分まで休憩をいたします。

(午後 0時05分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、日程第20 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間は、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は、時間が来れば簡単にまとめて質問してく

ださい。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 丸山議員の一般質問を許します。

丸山議員。

○丸山議員 すいません、それでは、早速、質問に入りたいと思います。

町営住宅についてですが、見ている範囲、改良住宅の方、売払するあれがどうも進んでいるように見えないんですが、この進捗状況をちょっと聞かせていただきたいなと思うんです。この伸びの悪いのは何が原因なのか。個別的に訪問は行っておられるのか。それでも、何か理由があって譲渡を拒まれているのか。ちょっとその辺、聞かせていただきたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在ですけれども、改良住宅の方につきましては56戸の譲渡が完了しております。伸びが悪いというお話をいただいたんですけれども、今年度も、修繕を今していただいたらそのまま譲渡の方をお受けしますというやつが1件進捗中でございます。そういった中で、なかなか進まないというのも事実でございますけれども、今年度、1件は必ず譲渡の方は完了させる見込みで今現在動いているところでございます。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、売れている件数はいいんですけど、残っている件数をどっちかいうたら聞きたいなと思うんですけど。

それと、今言う話、もうここ何年か、これ、ずっと譲渡しかけて何年かなっていると思うんですけど、やっぱり古くなれば古くなるほど今言う壁が傷んで障子が傷んできて、いろんな修繕、屋根が傷んだりいろんな面が。間違いなくもう何年ぐらい。30年を超えていますよね、年数でいうたら。ちょっと私もその辺ははっきり分らないのですが。建てた場所にもよるから一概には言えないと思うんですけど。もう二、三年前のあの台風のきついときなんか、屋根が飛んだとか何か所かありましたよね。

確かにその今1件は、修繕してくれたら購入というか、払下げね。とかしてくれるみたいなことを言うてますけど、これから、それが1つ通ったら、ある程度やっぱり買う側としたら、直してから欲しいなとかいう条件というか、それ、今後来ると思うんですけど、町としてそれをずっとして、そしたら確実にここまで直して払下げします。正直、もうそれやったら無償譲渡でもよくなってくるんでないかなという思いなんですよ。

というのは、うちの集落の方では、もう70歳後半の女性の方1人、90後半の方が女性の方1人で住んではる。こういう人らは、正直言って、もうなかなか買いたくても買えないという立場の人の中にはいると思うんですよ。しか

し、このまま譲渡せずに、私の思いとしましたら、もうそういう買いたくても買えないような立場の人。逆に私はそういう人にも無償譲渡なんかして、やっぱりもう一つでも町の負担を逆になくしていく。このまま町が持ち続けていると、やっぱりいろんな面で修繕に費用がかかりますよね。そういった意味でも、やっぱり私が思うには、この前向きにもっと訪問しながら動いていただきたいなという思いもあるんですよ。

それと、やっぱり、例えば私が、いわゆる二戸一という状態ですよ。そういう呼び方もありますよね。例えば一方に私が住んでいまして、片方の半分はもう数十年住んでいない空き家というところもあるそうなんです。そういったときに、隣に住んでいる私がもし隣を買いたいということがあっても、急には売れないとか、本人確認がしてないから話せないとかいう話をちょっと聞いたんですよ。近所の人や逆に欲しいという人がいて頼んでいるのに、役場がうんと言ってくれないという話を聞くんですよ。そういった場合、やっぱりいつまで置いてあっても、何か所か見ているともうジャングルみたいになって、つる草が屋根までもう舞い上がっているようなところも何か所か見かけたところがあるんですよ。

そういった意味で、いつまで置いてあっても、僕は正直言って、古いものやしよくなることはないので、一日も早くやっぱり譲渡していける分はしていく。だから、欲しいという声があったら、その話に先にやっぱり乗ってあげてほしいなという思いなんです。

前も小森さんの知り合いか、町外から来てくれて購入されたら住んでくれる人もいはるけど、その人の場合は、目の前にある公園であった駐車場ね。路上駐車するのも嫌やし、その土地を購入したいという話をずっと言うてはると思うんですよ、その人もね。それはやっぱり今日は土地取得のことはあれなんやけど、やっぱりそういう欲しいと、やっぱり購入したいという人がいたらやっぱり前向きに相談に乗って、何か行政としては、ちょっと待ってください、抽選で応募を出してからとかいう感じの順序があるのは分かるんやけど、そんなことをして結局ずるずる残って、町の財産である中であって、譲渡しない限りはやっぱり町に負担がかかっているのは、課長、事実ですよ。

そういった意味で、隣の豊郷町さんなんかでは、もうほとんど購入とか売払が終わっていると聞いているんですよ。そういうところから思ったら、豊郷からかけたら甲良の町としては数的にはまだ少ないはずなのに、何か進んでいるように思わんです。今も聞いていると1件とかよ。

正直言って、中にはもうほんまに何で買えへんのやろうなというぐらいこの乗用車が家の前にとまっていたりとか。金額的にちょっとはつきりは今忘れましたが、購入、売払の金額でそんなに高いものでは、私こんな言うたらあ

れやけど、高いもんじゃないと思うんですよ。それやのに、こんな極端に言うたらええ車に乗って暮らしている人が何人か見かけるんやけど、もうそういうとこに限って悪いけど譲渡されてない、売払が済んでないというのはなぜかなというのはちょっと不思議なとこなんですよ。あれだけええ車に乗ってええ暮らししていたら住宅を買い取れるぐらい十分あるんじゃないかなという私の思いなんです。

だから、そういった意味でのやっぱり今後一つでも、今、1つと言うてましたけど、やっぱりあとどのぐらい残っているか知らんけど、やっぱり幾つもやっぱりもう譲渡していかんとどんどん古くなっていくし、そこの見直し、もう欲しいという方がいたらやっぱりすぐ話に乗る。そういう方向性はちょっと無理なのか、ちょっと聞かせていただきたい。残りの数と。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 今ちょっと1件と言いましたのは、改良住宅の方につきましては入居者の方にお売りすることしかできないので、それが1件と。しかし、改良住宅自体を用途廃止させていただいて、それを普通財産化させていただいております。その売却という形の売却は、今言うてるものとはまた別のものになっているので、住宅として1件というお答えをさせていただいております。

当初、令和3年のときにも、今後の管理方針という形でお話をさせていただいたときに、呉竹、長寺で114戸の改良住宅が元あったんですけども、そのうち現在管理しているのが52戸でしたので、残り、その52戸のうち1戸を住宅として売買、入居者にすると。その差額の部分で、住宅の用途廃止しているものについてはもう普通財産として、一般の公募をして普通財産の処理として売っていくというお話でさせていただいておりますので、今、議員のおっしゃっていただいているとおり、今後、入居者の方がそのまま安価で買いたいというようなお話をさせていただきますと、評価をさせていただいて、土地の方と建物の方の評価ですけれども、今現在させていただいて、大体100万円ぐらいから180万円ぐらいというのが土地と建物を含めた費用でございます。

そういった中で、その費用から、二戸一ですので、と言われてるので、真ん中を分離するのに80万円補助金として払うので、実際は20万円程度で売却を進めているというのが実情でございますので、普通財産の売買と公営住宅の売買ということでご理解の方をいただきたいと思っております。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、先ほども言っている。言うてることは道理があって、順番というのは分かるんですよ。何べんも言いますけどね。ただ、今言うてるもう何十年もつる草が生えるほど放ってあるとこに、もちろんその当時の持ち主というか、そういう人がいるんやと思うんやけど、結局、今現在そういう人らは連

絡が取れない状態なん。取れて、町がもう元に戻して美しくして更地にするか、もう一度リフォームか何かそういう形を考えているのか、そこをちょっと聞かせていただきたい。

そうでないと、結局隣の人欲しいと言うても、結局またそれ、今言うてるくじ引みたいな感じでね。欲しい人が、言うたら、この二戸一やから、隣の人が一番持つのがベストやと思うんよ。それで、もしそうなった場合は切るその補助金も、逆に1人の人が住んだら切ることも別に要らんですやんか。そういう意味で、お互い町としても得で買う人も得な部分でうまくいければ一番安くいけるんじゃないかなと思うんですけど。何か必ずそういうのに順序がありますやんか。だから、その持ち主がいて、まだ連絡がつかへんとか、もちろんそういうのかて、死亡してたりとかして、身内の方がもう皆要らんという、そういうやっぱり三等親というかな、そのぐらいまではやっぱり確認せんと、町としても触ることはできないのが現実なのか。ちょっとその辺、聞かせていただきたい。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** おっしゃっていただいているとおり、改良住宅で触ることができないというものはございます。本人の方の動産とかそのあたりのものが入れられておまして、改良住宅のままということで。だから、今年度につきましても、もう裁判所の方に来ていただきまして強制執行を3件しました。3件して、中の動産を、連絡が取れないので裁判所の方で処分していただいたと。それでようやく用途廃止が次できるという状態になりますので。ただ、そのままの状態では、本人さんの物とか入っている状態では売買とかそういったことはできないので、今年3件、そういったもので執行の方は2件、執行がもう裁判所に来ていただいて完了をしたところでございます。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** この質問に関して最後にしますけど、先ほども言うたけど、豊郷町の住宅、改良住宅は結構物すごく進んでいるというか、払下げがうまく進んだというのは結果は聞いているんやけど。そういうような流れ的なこと、豊郷はどうしてそうやってうまくいったのかという相談というか、いい話はやっぱり聞きに行くべきだと思うし、それで何かちょっと。この問題、最後しますので、今後やっぱり町としてもどうやったらそうやってうまくいったのかという情報は仕入れるべきでないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 改良住宅につきましては、一応方向性の方を出させていただいて、議員のおっしゃるとおり先進的な情報というので、どのようにしてやっておられたかとかいうようなお話としては、やはり学習の方をさせていただ

いて、今後、譲渡の方が進むようにさせていただきたいと思います。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 そういったことで、やっぱりいつまでも、古くなっていく一方やし、また、逆に古くなって5年前と今と一緒の値段かと、またそういうような問題もいろいろ多分出てくると思うんですよ。それと、もしそういう話で先ほどから言っているとおり、1か所は、うちはここと屋根と直してもろて払下げで買うたよとかいう声がもし広がったりすると、うちもやっぱり、ほんなら屋根を直してから買おうとかか壁を直してから買おうとかか、そういう話も出てきたら、結局、町としてもやっぱりこのお金がかかることですので、素早くええ方向に行けるように。

それと、先ほど一番最初に言うたけど、やっぱりもう70後半、90後半の人が独り住まいしている住宅、買いたくても多分買えないぐらいの年ですよ、正直言って。そういうとこのことを今後、これは町としては考えられるのかどうか。これはやっぱり国の補助金とかあるさかいに町で勝手にすることはできるのか、ちょっとその辺、私も分かんませんが、その辺をうまく話をやっぱり言っていただき、いかにも、こんなん言うたらあれやけど、買えそうな人には何とかプッシュして、やっぱりこちらもそろそろ譲渡、払下げお願いしますよと言うて、ちょっとやっぱりこっちも動くべきでないかなという。今後の課題としてこれはお願いして、終わるとききます。

それに続いて、議長、行きます。

公営住宅の方なんですけど、こっちはこっちでまたこの間からちょっと何回かその前に課長に相談しに行ったこともあると思うんですけど、年間所得証明書で、所得のない方というか、所得の少ない人が住宅に入る、原則そういうような規定があったというのを私もちょっとこの間早うに聞いたときにそれで分かったんですけど。

しかし、課長、築三十何年超えた公営住宅は、さらのときから住んだ30年前から三十数年たっている方が所得証明が上がっているから家賃が急激に上がった。そんなんやったら悪いけど出ていくというような感じで、多分、今2件ぐらい出ていってはるのかなと思うんですよ、見ていると。写真、たしか送ってあるよね。空き家状態になっていると思うんですよ。

だから、そういった意味で、やっぱり町の持ち物として、所得があるのに何でこのぐらい払えへんのかという意味、分かんことはないですよ。しかしながら、築三十数年もたった住宅を、入ったときは1万円弱で入っていたのが三十数年たって4万円も4万5,000円もしたら、何でこんなに上がって住んでられへんという。これ、やっぱり払っているから、これは滞納している人じゃないし、もちろん払っているから、ここまで高いのはちょっと納得いかんと。

正直言うて3万円ぐらいやったら、所得証明も上げているので所得があるから払えるということなんやけど、やっぱり急に去年まで3万円以下だったのが今年の4月から4万5,000円以上、これはちょっと上がり過ぎじゃないかということで、ちょっと建設課の方へ相談は行かせていただいたこともあるんですが、これとしては、町として町で独自で値段設定というのは難しいんですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 公営住宅につきましては、公営住宅法という規定がございます。そういった中で、利用者の収入に、基本的な目的が、低所得の方についてご利用いただくということが基本的な目的の住宅でございますので、そういった中で、立地条件、規模、建設当時からの経過年数その他の事項というのを係数化させていただいております。係数化させていただいて、そちらの方が国で全部その係数を定めているものでございますので、条例でその係数の方の範囲内で定めるということを行っているわけなんですけれども、その係数の一番下のランクを今公営住宅は適用しておりますので、これ以上下げようがないというのが実情でございます。

経過年数等の言っているのは分かるんですけれども、収入に応じてやっぱり頂くということで国の方で定められておりますので、そちらの方がどうしても収入が多いと、近傍的な、回りのアパートとかそういった近傍家賃というような形の金額と変わらないようになっていくというのが実情でございますので、申し訳ないんですけど、定めのとおりでしか公営住宅は家賃算定できませんので、ご了承の方をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、言うてることはよく、私も説明も受けているし分かっております。ただ、町としての設定というか、ずっと、当時1万円か8,000円、最初、多分新築のとき、逆にそのぐらいだったそうですわ。それがもう30年以上たってその金額。確かに年間所得がそれほどあれば何もそんな住宅に入ってもいいやろうと、出ていっても十分普通のアパートに住めるやろという、これは行政というか、その思いというか、定めというか、そういうような感じであると思うわ。それは私も聞いて分かっておるんですが。

もう出ていっても、これ、今さらどうということではない。今後のやっぱり今空いている中で、また抽せんとか何かで入られる方がおられると思うんですよ、順番を待っている人がね。しかし、そういった中で、正直、所得はない状態というか、少ない状態の人が優先的か、くじ引というか、抽せんに入れますよね、もちろん。そういった中で、またそういう人に入っていくのはこれはいいのやけど、結局、所得が少ないということは滞納されるおそれもあると、行政としてはね。今後やっぱりそういうところも考えていかなあかんわけですよ

んか。だから、今出ていった人に関しては、高くはなったけど一度も滞納したことはない。それは言うといってくれへんかというのを私もちょっと聞いているんやけど。それは滞納してへんのは当然の、したらあかんので、払っているのが当たり前、当然のことなんやけど、やっぱりその所得に応じてその上がり過ぎというのはちょっと納得いかなんだという感じでしたので。

やっぱり今後のまた課題としても、入ってもろたは出ていってもらおうというのも何なので、見直しができるのであれば何らかの形で、所得証明は例えば年間200万以上あれば、もう最低入る前に、今後、多分築30年たっても、200万、300万、所得証明書があったら、もうこれほどはかかりますよという、最初からもうそういう話をしていかんと、後々もめるといふか、そういう形になってきますよね。

その近所でもう1年ぐらい前から言うてる強制撤去の場所、C棟か。C棟の半分やね、あれ。強制撤去をやっと何かされたみたいに今もうなっていますけど。やっぱりある意味で、あつちは、言うたら強制撤去された方は何百万という町に滞納していましたよね、前も。それを分割で払うという、弁護士を入れてたしか裁判して、何百万という金を1万円ずつでは一生かかっても返せへんので、毎月3万円か5万円か、たしかそういう裁判所で話が決まった結果、払うという約束で住んでいたのが、結局払えなくて強制撤去に踏み込みましたよね。ああなったら、結局、正直言うて、課長。もうどこからももらえず、裁判で勝ってももらえず、ないもの取れへん。あのまま強制撤去されたけど、後々請求はできるんですか、あの人には。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、強制的な法的措置を取ったというのはございます。そちらの方についても、残っている部分についてもやはり法的措置で対応させていただくということで、転出はなされているんですけども、そちらの方にお伺いさせてもらってお話もさせてもらって請求行為等はさせていただいているという状態でございます、その1件につきまして。

また、ほかの家賃の、先ほどですけれども、やはり高所得の方は経過措置をもって出ていっていただくというのが公営住宅になりますので、やはり低所得の方が入っていただくというのが基本的な目的でございますので、そういった中で、耐用年数が非常に超えているものについてということで、だから、そのあたりを加味するのに、実際問題、町の方で設定させていただいているのは、もうほぼ公営住宅については、岸ヶ口、呉竹の方の岸ヶ口以外は全部耐用年数を超えておりますので、もうこれ以上下がないという料金設定で、岸ヶ口の方はまだ超えていないというので、そこの方だけ利便性の係数の方が少し高いというので、家賃でやはり新しい家と古い家の差はあるというのが国の定める

基準に従ってやっているという状態でございます。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、それ、今何べんも言うけど、よく分かるんやけど、私も説明を受けているから。だから、今言う出ていかれた人は多分そういうのもあり、そういう話が最初にあったということを多分分かっているから、もうそれはいられないし、払えなかったらもう出ていくという形で出て行かれていると思うんですけど。やっぱり出ていった人のことはもう今さら言うてもしょうがないので、今後入る方につけても、古いし、結局また所得証明を上げるか上げへんか、その本人でどのように上げてくるか分かりませんがね。また今後そういうようなところで滞納されないように気をつけていただきたいなという思いなんですよ。

ちょうどそのときに、言うたら、A棟からC棟のその隣の隣ですよ。言うたら、強制撤去に踏み込んだと町が言うてから1年近く、1年8カ月以上はたしかもうずっとそのまま無償で住んでいたというわけですよ。言うたら。極端に言うたら出て行くまでの間ね。結局もちろんお金は払わずにずっと住んでたということですよ。そういうのをまともに払っている人は、結局、強制撤去してもあと1年近くいられるんやったら1年間払わんでもええのかと。逆に悪く言うたら、その人は堅い人でそういうことはもうしなかったけど、結局もう払わへん、滞納、続きます。1年間も払わへんで強制撤去の措置を取る。けど、8カ月や9カ月は住める。そういう思い込みを、やっぱり勘違いとか、されることもあるので、いや、それは違うんやぞと。順序があるんやから、急に強制撤去するからいうて、したからいうて出すということができないのは現実なんや。裁判、いろいろね。ことは説明しておいたんやけど、やっぱりそういうようなこともあるし、やっぱり今後、また町としてのあれ。

あのまま空いていてもね。入りたい人がまた多分出てこられると思いますけど、その辺、今後の課題としてそれも、やっぱり最初にきちっとそういう話が、今マニュアルが多分あるというのは分かりましたけど、そういうようなことをきちっと最初からやっぱり報告して、気持ちよく入っていただく人には入っていただき、もう所得を超えたらこのぐらい金額、所得証明によって上がりますよということも確認、納得してもうて、今後また新しい方に入居していただきたいなという、これは私からも要望ですけど、そういう意味合いで、気をつけて、今後、課長、そういうような感じでの順序をふまえてお願いしたいと思います。

議長、次の質問に行きます。

これも建設課が答えてくれるのかな。前からこの南川についてのしゅんせつ工事に関しては、私も山田裕康議員も何回かしていると思うんですけど、途中

で終わっている。何か最終までできてなかったというのは現実だと思うんですよ。そこへもって、この頃見ていると、樹木が、写真、これも課長、送ってあると思うんですけど、川か土手かもう分からへんぐらい樹木が伸び過ぎてね。あれはちょっと危険じゃないかなという思いなので、この間も西学区の何か言うてはったのと一緒に、あれは早急に、たちまち堤防の草刈りはお願いしたいなという思いと。

これと、やっぱりこの間から異常気象ね、やっぱり。ここらでも異常気象でもありますので、この南川に関しても、上の方の集落に関しては、物すごく川底が浅い。浅いし幅は狭い。大雨が降ると結構、おそらく危険やら、その場、見にはなかなかやっぱり危険やし行けへんのですが、かなりやっぱり上まで来るとのことなんです。だから、せめて団地の付近、下の豊郷町なんか行くと、雨降野辺りの南川はコンクリート底打ちしてあるんですよ。だから、ごみが止まりにくい。滑らかにそこそこ流れているから。見るからに、私も見てきましたけど、雨降野地区のあの辺の南川は底打ちもして、とてもきれいでありました。

そういうふうな意味で、やっぱりあの住宅のあるところに関しては、また県の方に要望なんかしていただき、底打ちコンクリをしてごみがたまりにくいように、流れやすいように。これがまた民家のないところで、正直こんな言うたらあかんのやけど、田んぼにあふれるのと、また民家のあるところにあふれるのでは、またいろんな問題で町にも負担がかかってくるんじゃないかなと思うので、その辺、県の方に要望はしていただけるかなという思いを1つ。樹木に関してもそうなんですけど、草刈りとかね。物すごくひどいので、ちょっと要望。その辺はどうですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 議員のおっしゃっているとおり、一級河川であります甲良町南川におきましては、樹木が生い茂っているところがございます。そういった中で、毎年町村会を通じてしゅんせつ要望を行っているのと、独自で土木の方と協議を行って要望は行っているんですけど、実際問題、していただけてないというのが事実でございますので。

今年度、今、県の方から要望を行って、回答をいただいたところによりますと、彦根八日市甲西線のところから上流に向かって、今年度、上流に向かって工事は入らせていただきたいと。ただし、議員のおっしゃっていただいている緑ヶ丘まで今年度中に行けるかどうかというようなお話がやはり難しい。複数年度でやっていくということですので、難しい場合は個々にその大きい木とかだけでも伐採をしていただきたいというような形で要望の方はお願いをしているところでございます。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、今、私が写真を送ったところは一度しゅんせつはしてあるんですよ。してあるんやけど、その下はね。下は田んぼの間が一回もしてないんですよ。だから、上をして下を順番にしていかなと、飛んで、どういうたらいのかな、風船が膨らんでいる堰堤みたいなどこありますやろ。あの辺はしたんですよ。それと、その下ね。下は、あれ、何組になるのかな。お墓が、長寺区のお墓があるところ、あそこらはもうしたんですよ。あそこらでまた狭いやけど深いんですよ。深いから、かなり上まではなかなか水が来ないというのは、半分ぐらいはやっぱり来ますけど、なかなか来ないのが今ところ。だから、そっちの方で苦情は私も、苦情というか、聞いたことはないんですけど。

今言うてるところは風船みたいに膨らんでいる上ね。上が部分的にやったことやってないことあるんですよ。だから、せっかく上の今の池寺、四ツ塚の部分の団地のことを私は言うてるんですけど、四ツ塚団地のところは一遍はしてあるんですけど、その下は一回もしないもので、結局すぐ近いからたまるんですよ、泥が。もうその下に流れていかないで。だから、続けてやっぱりやるんやったらやっていただくようにいかなと、中途半端で終わっているさかいに余計にたまるのが早い、そんな感じ、思うんですよ。

それと、今までに県の方に要望はしてくれたと思うんやけど、県に要望した結果、しゅんせつの泥、今の南部工業用地とか今呼んでいますよね。あそこにあけていましたよね。しかし、いつまでも工業団地をやれとか言うてるところに、あんまりやらへんけど、これから今後もし仕事を県の方が出してくれるにしても、泥は泥でどこか処分してもらわんと、何かみたいに、やっぱり今何もしてへんけど、やっぱり予定地にあけるといのはちょっとやめた方がいいんじゃないかなという思いなんですよ。

というのは、県の工事でいろんな川の工事、しゅんせつしてはりますけど、ひとまずやっぱり確かにヘドロ状態ですので、乾かさんとダンプに積むということも、積んで走るといことがまずい、難しい。だから、ひとまず仮置きで固まるまで置いていくというぐらいはええけど、やっぱり固まって水が切れたら、県の方も、ほかの川は皆そうやっているのやから、やっぱりしゅんせつしたヘドロは処分地に委託をするとか、もうそっちまでの予算をやっぱり見てもらわんと、何でもかんでもうちの今言うてる、考えている工業団地やと言うてるとこにそんなヘドロを上げているといのはあんまり見てもよろしくないと思うので、その辺も要望に兼ねて続けていただきたいと思うんですけど。ここは、ちょっと、課長、言いますけど、強く要望していただけますか、県の方に。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっているとおり、しゅんせつというものにつきまして、10年ぐらい前に確かに運動公園の近くに一度仮上げをしたというのは事実でございます。しかしながら、近年そういったことは極力せずにやっていたかというようなお話で、昨年度は四ノ井川の方をやっていただいておりますので、続いて南川という形になっておりますので、今、議員のおっしゃっているとおり、処分の方も含めまして、強くやっぱり要望の方はさせていただきたいと思っております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 今、課長、四ノ井のことを言いましたけど、四ノ井の川の残土は一遍上げて乾かして、最終処分地というか、そういう処分地に運びましたよね。あれはやっぱり予算が四ノ井のときはついてたということですよ。今言うこの工業用地の予定地のどこに持っていくのじゃなしにね。

だから、確かに、今、南川の方に関しては、確かに工業用地の予定地のほうが近いし、今のところ何もしてへんからというのは分からんこともないんやけど、やっぱりこの工事として出していただくのであれば、しゅんせつした泥はやっぱりその指定のどこに持って行ってもらう。これもやっぱり強く要望してお願いしたいのと。

やっぱりいつまでも、まだ今年台風災害、まだ私たちの町としては今のところ安心しておられると思っておりますけど、このやっぱり自然災害に関しては、いつ何どき、来る。異常気象ですよ。確かに、この間隣の、先ほども言いましたけど、多賀町、佐目トンネルから洞門までの大君ヶ畑の間ね。毎年土砂災害が来るとこ、堰堤工事はもう5、6年前に大きい堰堤ができていますよ。できていてそこは止まっているんですけど、その今度は前後、この間の土砂災害は。やっぱり堰堤ができたところは止まっているらしいですわ。私もちょっと確認はその後行ってきましたけど、その前後が破れたというか、来ていましたので。

そんな状態で、堰堤したからもう佐目トンネルの上は大丈夫やと、しばらくそういうような思いが確かにあったと思うんですけど、やっぱり自然というのは怖いもので、抜けないところは抜けないけど、今度抜ける方に弱ってくるということがありますので、やっぱりこれは危険を伴うということもありますので、早急にやっぱり強く、これは町長にもお願いしているんですが、県の要望として町から、やっぱり民家があるということは人が住んでいるということでありますので、ここはちょっと強く要望を。

これはちょっと最後、町長にもお願いしたいなという思いで、県要望をお願いしたいと思っておりますが、どうですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 土木事務所は、日常的に建設水道課長窓口で対応やってもらっておりますが、課題が前へ進まない場合には、建設課長と一緒に土木の所長へ要望にも行ったりしておりますので、要望が実現しない場合には、私も出かけて要望させていただきたいというふうに思っています。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。

そういうことで、町長を通じてまた課長、もし一緒に行ける範囲があればまた一緒に行っても、強くこれは町民を守るための1つだと私は思っておりますので、やっぱりそういう危ない箇所に関して草刈りとか樹木の撤去、もちろん川の水の、川が浅くて一気水が来るところ、これに対して早急に強くこれはお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願います。

ありがとうございました。

○建部議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 早速、質問に入らせていただきます。

1つ目は、ご当地ナンバー導入をめぐる問題が甲良町政と町民に投げかけた成果と教訓についてであります。

大変大げさな問題提起に見えるわけですが、ご当地ナンバー導入をめぐる一連の動きについて、実は貴重な教訓を私たちに残してくれたと考えています。町民の良識が発揮されて、民主主義が活かされた成果ではないかと思えます。

この問題は、町民の直接の経済的損得に関わる問題ではなかったと思いますが、議会が果たした役割は重要なものだったのではないのでしょうか。それは議会だけで反対を議決するのではなくて、町民と共にという姿勢に徹したことでした。町民の良識を信頼し、町民の判断に委ねるという方向を貫き、見直し決議に実りました。

当初、町長は独断に等しい導入手続を強行したものの、この決議と町民世論に押されて全世帯アンケート実施となり、ご当地ナンバー導入取下げとなったのではないのでしょうか。議会が建設的提案のもと、町長との合意が整えられていったと思います。

町民の中には、町長と議会はいつももめているな、争ってばかりなどという見方がかなり多くあると聞きます。町民の良識をたたえ、議会の重要な役割を再認識させられた1つとして、以下の質問をさせていただきます。

この課題は町長にお尋ねをいたします。

1つは、町長として、この問題について取下げに至る経過、そして、このようになった背景や原因、そして反省など、どのように考えておられるのか、所信をお尋ねいたします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 この件については何度もお答えしてきておりますので、なるべく簡潔に、そして、どうして導入をしようとしたのかというところ辺については先に触れさせていただきます。

町長として、ご当地ナンバー、図柄入り地方ナンバープレートであります。導入の背景については、1市4町で広域行政を取り組んでおります。一部事務組合については彦根愛知犬上広域行政組合であります。それ以外の広域行政については、湖東定住自立圏推進協議会でビジョンを策定いたしまして、13部会でそれぞれで行政課題ごとに進めているところであります。近畿、全国で協議会の設立は早いということで、中身はどうかという点を私は今提起をしているところであります。そのことも含めて、もう一度1市4町の取組が政策課題について進めてはどうかというのが根底にありましたし、それともう一つは、具体的ご当地ナンバーですが、甲良町として申し上げてきましたように、イメージアップであったり機運醸成のきっかけになればありがたいという思いで、アンケートというふうにさせていただきました。

初めのアンケートについても経過のとおりであります。QRコード読み取りでオンラインで169人という、これはもう議会からも鋭く指摘されたことでありますので、町民への周知が不十分であったと。そのことについては反省をしているところでございます。

結果につきましては、全世帯アンケートによって町民意向の確認が、「反対」「どちらかといえば反対」の合計が56.7%でありましたので、申請の取下げをいたしたところでございます。町民の皆様への労力、この間の時間を費やしたことに對しまして、申し訳なく思うところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、結果もそういうようになったんですけども、全世帯アンケートの結果を町長としてはどういうように、町民の選択をどのように評価されているのか。今導入をしようとしたことも含めてされましたけれども、結果自体をどういうように評価されていますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 民主主義とおっしゃいましたので、再度、多くの町民の皆さんの意向確認ができたということではありますが、私の思いではなかったという結果でありまして、議員さんをご指摘されていたとおりの結果になったということでもあります。導入の最初の私の思いと結果は違ったということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 結果は違ったということですが、町民がそういう選択をしたことについて、ストレートにどう歓迎するなり、そういう評価がされてないのが残念でありますけれども、以下、進めます。

それで、先月これに関して、先月平和キャラバンで町長と懇談した際、高宮在住の方が、彦根ナンバー導入反対が多数になったことを、甲良町民のプライド、大したものやと高く評価されていました。この席は町長も聞いておられたと思います。

私も合併の選択ではないわけですが、彦根ブランドに頼らない道を選択した町民が多数を占めたということについては明るい希望を感じたものでありますが、この点でも、先ほどと関連をして、町民の選択、どういうように評価されたのかお聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今のご質問、町長室でのことですので、しっかり受け止めさせていただいておるところであります。結果としては、町民の判断に基づいた結論を出させていただいたということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 もう一つは、大事なことは町長独断では決めないでほしい、こういう議会決議のメッセージが町民にも評価された、共感を呼んだというように考えるんですけども、町長はどう思われるでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 もうそのとおりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 次に進みまして、町長の導入したい理由の1つであります町の活性化を取り戻すという目的を達成するためには、彦根ナンバーを導入することではなくて、そのための指針、方針の明確化が必要だったというふうに思うんです。これはこれから投げかけられた私たちへの教訓だと思いますけれども、これは次のテーマとも関連をしますので、大事な視点だと思います。

それで、1つ、その1つは、人口激減の真の原因を突き止め、町民共有の認識とするための努力がこれから必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 人口減少の原因は、2つの側面があると考えられます。1つは、自然増減の面では、出生数が死亡数を上回ることで、また、社会増減の側面では、転出が転入を上回ることでと言われております。端的に申し上げますと、子どもが生まれず、町民が町外に出ていってしまうといったようなことが原因と考えられます。

そういったことを食い止めるためには、甲良町民の方が地域で生まれ育ち、ここで住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めるといったようなことが重要になってくるんだなというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、町長のマネジメント、それからリーダー性が非常に大事なんですけども、この間、職員の税金横領事件など様々な不祥事が起きました。マイナスイメージが指摘をされていますが、甲良町特有の人口激減の理由はそれだけではないというように思います。今言われた内容も大きく関わっているというように思うんですね。

私は、同和事業の負の遺産、格差と垣根を町民の努力と行政運営の改善で克服する必要を感じています。随分とよくなってきたというように思いますけども、税金の滞納、水道料金の滞納など、小さな不祥事とその残渣に影響を受け、町全体のイメージダウンとなっているように思います。ですから、一つ一つ公正な解決が必要なんだと思いますが、町長の見解をお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 質問には「タブー」「忖度」「悪しき風土」という文言を入れてもらっていますので、少し整理をさせていただきました。

平成28年1月に発覚をいたしました公金着服事件に前後いたしまして、職員が関わる内部問題、事実関係の調査・検証、そして自治体処分の在り方についての提言をいただきました甲良町職員の服務に関する第三者委員会の平成31年2月28日の報告書をいま一度見直しいたしました。

ポイントは、このように書かれておりました。不祥事は、税務課だけの問題ではなく、町長をはじめ甲良町役場全体として受け止める必要がある。この指摘の重要な側面は、特定の個人の問題や責任を追及することでは何ら根本的な問題解決にはならず、制度や組織体制、職員モラルや組織風土という表現です。組織風土にある問題を取り除くことが重要だということであると記されております。

組織風土に問題があることを指摘されましたので、このことをふまえて、議員からも度々ご指摘いただきました公務員は全体の奉仕者ということも言われておりますので、を前提に職場でのコミュニケーションと明るい職場づくりに努めることといたしまして、今でも挨拶運動として、「挨拶でみんなの心をつなげよう」という標語を職場に掲示しております。不十分でありましたけれど、行政システムの向上をめざして、各種マニュアルの作成や職員研修を含め、コンプライアンス遵守の取組を進めてきたところでございます。

今後とも、信頼される甲良町役場に職員挙げて取り組んでいきたいと考えているところであります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ②のところも述べていただきました。今言われた第三者委員会の報告ですね。これはやっぱり常に、常日頃、町長はじめ幹部職員が履行をしていく、身につくということが大事ですし、それから、町民の声、それから議会の声を真摯に聞いていただいて議論をきちんと行う、それから、苦情についてはやはり親切に対応するというのが大原則になってくるかなというように思います。

それで、③に進みますが、彦根ナンバーをつけることも1つのにぎやかになってというのものもあるかもわかりません。しかし、財政危機宣言よりも希望のある方向の宣言、これが必要だというように思うんです。

奈義町は、後でもテーマで触れますが、子育て応援宣言を行いました。これについては、そういう彦根ナンバーとの関連でどういうように考えておられるかお聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 彦根ナンバーは、ひとまず結論を出させていただいたということですので、奈義町研修のことを前提に、今後甲良としてどういくかという視点でお答えさせていただきます。

さきに、令和4年4月1日に本町は財政危機宣言を発出いたしました。実質公債費比率や経常収支比率が高く財政脆弱な本町として、これ以上財政悪化しないよう、行政が主体的に行財政運営に取り組むということでございます。令和4年10月に甲良町第三次財政健全化計画を策定いたしまして、専門家の指導を得ながら、職員の行財政改革チームによって改善プログラムに取り組んでいるところでございます。

また、子育てにつきましては、「キラキラこうら」のチラシで全協でお示ししましたとおり、妊娠から高校生世代まで切れ目のない支援で子育てをサポートする取組を進めているところでございます。この「財政危機宣言よりも子育て宣言」と、こう書かれておりますが、結びに、2つは相反するものではなくて並立するものであって、財政健全化も子育て支援も重要なものであるというふうに認識をし、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 確かにこれ、相反する課題ではないと思うんですね、財政危機宣言。けども、町民の中には、こういう要望はやっぱり金がない甲良町やからやめとこかというようになっているのが、幾つも事例で私聞いております。しかし、要望は要望、しかし、こういうようにしてどう実現していくのかという点でも、テーブルに載せて行政と町民、議会とが連携をしていくという流れをつくっていく上でも、町民が希望を持てる方向の宣言、この宣言こそが大事だというふ

うに思うんです。現在を生きるメッセージですね。これを町民の中で、議会の中で、行政との共有をして流れをつくっていくことが大事だと思うんですけども。

財政危機宣言、これも実際には財政を絞るということが見えてきます。ですから、そうではなくて、希望の持てる甲良町にしていく、そういう宣言をどうつくっていくのかということのも大事だと思うんですが、それ、どうでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりだと思います。町民に安心であったり、信頼感なんかがあったり、甲良に住んでいいなという背景には、甲良の行政も前向きでいい施策はどんどん展開できているなという実感が現れていい町やなというふうになりますので、ただただ厳しい財政運営については危機宣言しましたが、施策推進の宣言については、そのアプローチをした上で宣言という、奈義町は数年かけて宣言をされていますので、まだ甲良は始まったばかりということでもありますので、そういう認識をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう方向、今、町長言われた方向で考えますと、30年、35、6年になりますかね。せせらぎ遊園のまちづくりという方向でつくってきたそのしほり、枠組みからはやっぱり脱却が必要だ、卒業していくということも必要です。こういう中で、この取組を通じて人口が定着をしてイメージアップが図られてきたという事実が私たちの目の前に現れてくればいい方向なんですけども、そのことが本当にもう時代に合わないというのが実態ではないかというのを率直に認めていく必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 甲良町が取り組んでまいりましたせせらぎ遊園のまちづくりは、確かに農業、農村整備、ハードの取組、水の見えるまち、水辺の整備もありました。しかし、この取組は住民参加のまちづくりと言われますように、住民が主役で、それぞれの人たちが持ち味を活かして多くの事業に関わっていただいたのが、総称してせせらぎの町だったと思っております。

私はこの取組を、職員時代に奈義町からの要請で奈義町において事例発表をさせていただいたということもありました。今は甲良町まちづくり条例に基づくむらづくり委員会も、集落コミュニティの課題や悩みは多くなっております。平成30年度から令和3年度まで集落コミュニティ活性化のための基礎調査に当たっていただいた東京農工大学の中島正裕教授の一文をここで紹介いたします。

まちづくりは、始めるよりも続けることが難しいと言えます。代々継承して

きた集落行事の廃止や縮小を余儀なくされているなど、言わば集落の存続に関わる本質的問題も抱えるようになってしまいました。しかしながら、これらの諸問題を抱えること自体、何ら悲観的に思う必要はありません。長年にわたり、まちづくりを頑張ってきたあかしであり、言わば選ばれし先進地地域の名誉ある“勤続疲労”だと私は思います。

この勤続疲労という当て字ではありますが、勤続は勤続20年とかいうそういう字を当てられております。よって、私は、せせらぎ遊園のまちづくりを卑下することなく前向きに捉え、変革への過渡期を住民と共にどう乗り越えていくかだと思っています。否定ではなくて、そういう歩みをしてきた。今後どうするかという次の展開だというふうに思っています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長が最後に言われたところ、私もその分は思います。同時に、それで進めてきた結果、この激減の書類を頂きましたけれども、奈義町と比べた人口の減少ですね。このテーマは後のところにしますけども。やはり職員として進めてきたプライドや、それからこだわり、そこから卒業するというのはなかなか難しいところですけども、現実をしっかりとやはり見詰めていく必要があるのではないかとこのことを指摘させてもらいたいと思うんです。

それで、やはり今の時代に合う甲良町のまちづくり、人口減少を極力歯止めをしていくという課題にどう立ち向かうのかというところで施策展開が必要だと思いますので、次の岡山県の奈義町の視察研修を我が町に活かすためにというところへ進んでいきたいと思っています。

1番目に人口減少問題ですね。1つは人口激減。これ、資料を頂きましたから、その状況をまた説明いただければ結構だと思いますが、この現実を真剣に受け止めて、長期的な視野で取り組まなければならないというように思いますが、見解をお尋ねします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 長期的な視野といったような点でございますけれども、令和4年4月に国の過疎地域指定を受けまして、翌年1月に過疎法に基づきます甲良町持続可能な地域づくり計画を策定しております。国ではおおむね5年間の計画期間をとったようなことで法でうたわれておるわけなんですけど、本町としましても、この計画を令和7年度を終期としております。この計画に基づきまして、この計画期間内で、長期的な視野に立ったこの計画の事業に基づく施策を進めていきたいというふうに考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 現状の認識をどう持っているのかということのも大変大事なところですよ。

ここで、議会が始まる前に町長から資料を頂きました。人口の、奈義町と甲良町を比較して、奈義町は1955年の昭和30年をピーク、9,000人、甲良町のピーク時、1990年、平成2年、9,200人をピークとした状況を並べていただきました。

このことについて見ますと、奈義町については68年間ですね。それから、甲良町は33年間。平均で見ますと、甲良町の減少は平均1年間で81.8人、奈義町は1年間の平均が48.5人ですね。つまり平成2年から、つまり33年間の間にこれだけ減少したことと、それから、奈義町が暫時いろんな努力をされていますけども、私たちも研修に行きましたが、様々な努力をされているけども、やっぱり減ることについてはなかなか難しいということをおっしゃられます。

こういう点で人口減少問題をどう町長が受け止めているのか、資料も作成いただきましたので、見解をお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 国勢調査のデータで25年前と比較して2,200人減って25%減ったということは、ここ最近、非常に減り方が激しいという認識をしております。奈義町はじわっと減って今どうだということでもありますので、そのことは真剣に甲良町の課題を直視しなければならないし、それから、まちづくりでご指摘いただいておりますが、なかなか甲良は13集落の競い合いみたいなことで盛り上がったんですが、逆に、今後は競い合いではなくて、協調、協力し合いという、学区単位であったり集落間連携であったりという、もう集落を超えた組織、あるいは、NPOであったり、そういうボランティアであったり、なかなかそういう組織化が難しいという背景もありますし、それから、通過しましたけど、人口が減ってどの辺のまちへ出ているのかというのはもう総合計画に書いていますが、この1市4町に圧倒的多数の人が移られているということでもありますので、いったん移れば居住を構えるということになりますので、その人がもう一回帰ってくるというのには労力が要りますが、非常に甲良はよくなったなというまちづくりが目に見える形で、また人口を戻していくという、そういう長期作戦が要るのかなというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そのためにも、長期的な視野の施策の展開をどのように科学的に立案していくのかというのが大変大事になってくるんだと思います。

そこで、課題と目標が奈義町は大変明確で、それに基づいて施策の展開が進んでいるなと思うんですけども、この点、②なんですけど。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほど申しあげました甲良町持続可能な地域づくりの計

画の中では、例えば移住・定住の促進、産業振興、医療体制の確保といったような指針を11設けまして、その11の指針ごとに現状と問題点、それと、それに向けた対策、それと、具体的な数値的な目標、それと、それに基づく個別の計画、事業を挙げております。ですので、その11の趣旨に基づき、個別の施策の中でその計画に沿った目標値が達成できるように進めていきたいなというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この②のところで私が設定をしたのは、奈義町の町長のコメント、これ、奈義町の町長さんが、これ、読売新聞にインタビューに答えておられるのが「広論」の中に出ています。ですから、読みますと、また研修を受けても、第一印象としては、人口減少が大変だ、そのためにこういうようにしよう、その受止め方が非常にストレートで、そして真剣なんですよ。それを思いました。そのインタビューの中でも、人口の減少は町の衰退そのものに関わってくる、税収そのものに関わってくるという点で非常にストレートに捉えておられます。

ですから、課題と目標が明確だというふうに書いたのは、奈義町がそういう合併の、自立でいきますと言うて75%の町民が選択をしたことが、町政、職員も含めて背中を押してきているというように思いますね。だから、みんな町民のために頑張ろう、議会も12人だったのを10人に定数を減らしたのがそのときだったと聞きました。

ですから、課題と目標を明確にして進んでいくということから始まりますので、町長の所信、お尋ねしたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 町長さんの記事、それから、西澤議員に頂きました副議長さんの記事も読ませていただいて、いずれにしても、今、企画課長が申しあげました過疎のうちの計画の11というのは、そのとおりの前に向いて見える形で進めていくということが必要であります、そのアプローチの仕方が、奈義町と、今、甲良町はこれからだというその施策差といいますか、取組の、議会と住民と一緒に進めるという、そこが足らんというふうに思っておりますので、さらに奈義町さんをモデルに頑張らせていただきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、子育て応援宣言、奈義町がされています。この受止めですね。そして、我が町での適用をどう考えているのかというのを町長にお尋ねしたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 奈義町の研修報告会及び資料を頂きまして、内容を確認させていた

いただきました。奈義町では、平成24年、ちょっと議長は違う年代を言うてはりますが、書き物で平成24年に子育て応援宣言をされております。

本町の子育て支援は、5日の全員協議会で「キラキラこうら」のチラシで説明いたしましたが、出産祝い金、子育て応援金の拡充は令和4年4月から、そして、高校生世代までの医療費無料化は令和4年4月から、そして、給食費の無料化は令和4年の9月からの実施でございます。

一覧表で見るとよく似た施策と見えるんですが、甲良の取組は始まったばかりということが言えます。奈義町においても子育て支援の特効薬があったわけではないと言っておられまして、こつこつ20年間で蓄積で、なぎチャイルドホームと保護者や高齢者、多世代で子育てをするという地域ぐるみのサポート体制を構築されています。

本町も切れ目のない子育て支援、制度的に一見奈義町の施策と遜色のない取組と見えますが、住民と共に実践する取組には、その取組期間に差があるということをお認識させていただいたところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、子育て応援の宣言について、町民へ行政が約束をする宣言である。宣言することで町民へ安心感と心強さを明言している。これですね。この表なんですけども。平成24年4月1日、子育て宣言、応援宣言を発表しましたというチラシなんですけども。

この我が町の現実をどのように受け止め考えておられるのかお聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 私は、別途といいますか、毎年挙げておりますが、甲良町の5つの重点を掲げているところでございます。それで、まちづくり協議会とも協議、議論しておりますが、まちづくり協議会には、やれることからやろう甲良のまちづくり、それから、職員には、行政だけでは施策は推進できない、みんなでまちづくりと言っていますが、住民と共にというそのアプローチの仕方がまだ定着をしてないとか、踏み込めていないということではありますが、いわゆる奈義町と同じように住民参加型でなければ施策は推進できないということをお申し上げて、5つの重点指標を掲げているところでございます。

子育て支援センターほっと館については、今の組織に改編したのが平成31年4月からで、4年6カ月が経過しています。本町も、子育て機関のサポートについて、今後も切れ目のない支援を続けてまいる所存であります。奈義町を見習って、子どもを産み育てたい住民に安心して子育てができる環境をつくらなければならないと思っております。

奈義町の森藤副議長は、子育て支援を別の言い方をすれば、地方自治法第1条の2にうたっている住民の福祉の増進をめざして努力を重ねた、そういう言

い方もされておりまして、その結果が合計特殊出生率の向上につながったというコメントをされているところがございます。

言い換えれば、職員が自分の担当の仕事が町民のための仕事をしているかの目的意識をもって日常業務に当たっているかであり、引き続き、職員の能力向上をめざしていかなきゃならないと痛感いたします。今後そういう視点で取り組んでまいりたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今答えていただきましたが、(3)の合計特殊出生率についての①、②を含めて答えていただいたように思うんですけども。この奈義町と我が町の合計特殊出生率を比較しての見解を改めて聞きたいんです。そして、②の福祉施設ですね。子育て応援施設をこつこつと積み重ねてきた結果というように副議長の森藤さんが報告されていますけども、併せてよろしく願います。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 令和元年の合計特殊出生率につきまして見ますと、全国では1.36、本町では1.16に対しまして、奈義町さんの2.95というのは、やはり長い期間をかけてこつこつと少子化対策に取り組まれてきたそのことが実現された成果だと思っております。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 奈義町、いわゆる人口減少、少子・高齢化の課題に、子育て支援がメインでありますけれど、独自の子育て支援策を随分やられてこられました。そして、2つ目は、若者定住施策として分譲住宅と住む環境整備もやられておりますし、それからしごとコンビニ事業という事業、それから、企業誘致による就労対策という総合行政といいますか、バランスのいい行政推進をされているということを学ばせていただいております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、令和元年の特殊出生率が出されましたけれども、甲良町、我が町の場合、直近でいうと何年までが出ているのでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 今は令和元年1.16と申しあげました。つらつらと申しあげてよろしいでしょうか。令和2年0.92です。令和3年0.9。

○西澤議員 0.90ですか。

○山崎保健福祉課長 はい、0.90。令和4年1.10となっております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、数字、森藤さんが、特殊出生率だけを特別扱いして産めよ増やせよというようになると、元々子どもをつくらないとしているカップルに大きなプレッシャーがかかるというのを最後のところで書いていただいております

けども。だけども、元年、2年、3年、4年で見ますと、甲良町の場合、やはり産み育てる環境をいかにつくっていくか、今までの状況がいかに深刻だったかというのが現れてくる。そこを真っすぐと私たちは受け止めて、どう今後このことが改善できるように取り組むのかというのが大事な視点だというように思います。

それで、(4)ですけども、この問題は他の事業との関連でどう考えるのか。奈義町の場合にはみんなで子育てをしている。子育て世代だけと違って、行政だけと違って、お年寄りも参加をして町ぐるみで子育てを応援しているんだというように言われています。

そこで、やはり予算は限られています。甲良町でいえば30億から多いときでも40数億、そういう35億から40億の範囲で推移している甲良町の台所の状況ですけども、そういう中での子育て応援をどの範囲、どの重点を取って進めていくのかというのが大事なところで、私は箱物、開発事業が抑制的にされるべきだというふうに考えていますが、事業の優先順位と節度が求められていると思いますが、町長はどう考えておられるのかお聞きいたします。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 基本的にはその基調で行かなければならないというふうに思っております。私が就任をしてから、普通建設事業は公共施設の補修修繕でございます。主に公共施設の補修、中学校の漏水防止工事と、補助金がなくて、その財源は一般財源の財政調整基金を取り崩したことによりまして、基金残高が減少いたしました。

基本的には甲良町は大きなハード事業の計画はありませんが、防災・減災、国土強靱化の国庫補助事業、甲良町としては、今、社会資本整備の国庫補助をいただいて、道路改良、橋梁の補強工事、そして、企業会計であります、下水の管路の耐震調査等々を行っております。

一方、いつやってくるか分からない自然災害の備え、いわゆる令和3年秋に行政から議会にお示しをいたしました(仮称)甲良町防災危機管理センターがハード事業の最優先だと考えております。行政提案では、1階が備蓄防災倉庫、2階が防災危機管理施設、3階が文書管理の書庫であります。

直近3か年は、一般会計の予算規模は30億円程度でございます。奈義町は60億という数字であります、やっぱり違いは、ハードを織り交ぜた事業を展開されているということで予算規模の違いがあるのではないかと思います。ハード事業の場合には、補助金と補助金の有利な起債の充当率及び交付税の元利償還金の交付税算入があれば予算総額は増大いたしますけれど、起債残高、実質公債費比率の将来負担の財政規律が見通せれば、画一的にハード抑制でしる必要は私はないというふうにも思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に言われましたハード事業をしぼる必要がない。もうその必要がないという課題が出てくるのは教育ですね。それから、命・健康を守るためのハード施設が必要なところも出てきます。それから、防災といういつ起こってくるか分からないところに備えるという点でも、ハード事業が入り込んでくるというのもあり得ることですよね。ですから、その点の優先順位、それから、重点施策をどこに置くのかということの、どういたしますか、取組も大変大事になってくるわけですので、引き続いてそのところに視野を置きながらお願いしたいというふうに思います。

そこで、5番目に、町民全体の課題が、それから住民合意が形成されている内容が奈義町の報告の中でも出されました。この点についても甲良町が受け止めていく点でも大事な視点だと思えますけども。

その1つに、自主的参加の環境整備が、これが大変重要になってきます。それからもう一つは、甲良町に特有に取り組んできました同和特別体制、それから、各種の歪みの公平公正な克服ですね。住宅新築資金などの問題も後を引いて、それが解決が迫られてくるわけですが、そのバランス等の関係、それから、住民が主体的に自主的に参加できるそういう土壌をどのようにつくっていくのかというのは大変大事な視点だと思えますが、見解をお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ①の環境整備だけでよろしいでしょうか。2番も。両方。

○西澤議員 両方。

○野瀬町長 それじゃ、1番の環境整備であります。1つは、住民参加型という自主的なことを行政と共に住民参加でやるということが、奈義町でもそういう盛り上がりにつながっておりますので、1つは、甲良町が続けております各集落への総合補助金という、集落が各種事業に取り組んでいただいた事業に対する補助金を交付しているという、これは続けてまいりたいということを思っております。

一方、施策推進の環境整備という視点が要ると思えます。過疎地域の支援策に集落支援員という制度があります。本町では、集落支援の任務、在り方を企画監理課の主幹に今検討をさせております。交付金の即対象になるのは、集落支援員の設置は集落の役職員を委嘱して、その委嘱経費を交付金で賄うということですが、高知県ではそのまま集落支援が中核となって、集落支援センターというハードとともに地域を盛り上げるというハード、ソフト、支援員一緒に制度化されて交付金を出しているということでもあります。

本町でまちづくり協議会の議論の中で、集落負担となることは今は避けなければならない。本町としての設置の仕方を検討しております。また、滋賀県は

県北部地域の振興プロジェクトに取り組まれていて、過疎、産業誘致の課題が中心であり、本町も県北部地域の振興と同等支援を要望しているところであり、県として事前に実態把握を予定を、県職員が甲良町へ来て甲良の実態を見ていただくということになりましたが、県にも環境整備の支援を求めていく予定でございます。

②の同和という表現での質問でございます。地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月31日に失効しております。平成14年度からは、どの市町も一般対策事業で行っているところであります。

私たちの甲良町の歴史的認識として、1つは犬上川扇状に開けた町で、干ばつと水争いを克服してきた町、2つは甲良三大偉人を輩出した町、3つに部落差別という貧困と差別の歴史があったということでございます。

本町は令和4年3月に、令和4年度から13年度までを期間とする甲良町人権施策基本計画を策定いたし、人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進めております。長寺・呉竹地域総合センターは、隣保館機能と学区・地域のコミュニティセンターとしての機能を備えたセクションでありますし、旧同和地区人口比率20%以上の全国12団体で人権問題解決のための財政対策全国協議会を組織し、同和問題の残された課題解決と財源措置全般について総務省へ特別交付税の要望活動を行っています。課題解決への行政の取組はしておりますが、特別体制等ではないというふうに認識しております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が言っているのは、その三十数年の間取り組まれてきた事業の中身、そして、その歪みが残渣として残ってくる。それは垣根として残るんですよ。それはいまだに様々なところで出てきます。それを克服する。交流すればそういう垣根は本来ないわけで、どういいますか、いろいろタブーがあって、言葉が外れると差別者だというて糾弾された時期がありました。そういうものが萎縮として町民の中にいまだに残っているのを何件か私聞きます。そういうのを克服する上では、どういいますか、包括的にみんなが取り組める中身をつくっていく。

①とも関連しますが、自主的な参加を育んでいくというこの奈義町の取組を見ますと、いろんな施策、しごとコンビニにしろ、それからしごとえんにしろ、それからチャイルドホーム、ここでの取組なんかはそういう垣根を全く感じない取組をされているというふうに思いますし、そういうところが歴史的になかった地域の取組だったと思うんですけども、甲良町では独自にやはりその体制をつくっていくというのが大事だと思いますので、改めて、この自主参加、町民が、アンケートを取りますとイメージが悪いというのが5割を超える方から返ってくるわけですよ。それをどう克服していくのか。これは行政だ

けの責任ではありませんけども、そのことを取り組んでいく必要があるというように思います。改めて、町長、どう考えておられるかお聞きします。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** タブーと言われましたので、一般質問でもいただいておりますけれど、本町としての行政課題、いわゆる残された課題と言いましたけれど、住宅新築資金の償還の問題、それから、丸山議員が質問された住宅管理の問題等々、同和対策事業でやってきた中身で残っている課題については行政責任として主体的に取り組んでいくということでありまして、それから、町民全体では、人推協という人権に対する教育・啓発活動を中心に町民全体で人権尊重のまちづくりをするということでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 随分変わってきたというふうに思いますね。人権教育の中身でもヘイトスピーチがあったり、それから、一般的に障害者の理解を深めるための講師が来たりという点で広がってきています。そういうところで緩和され、そして理解が広がるということを私たちも期待をして、その努力をしていきたいというふうに思っています。

6つ目のところですが、国、県の役割、責任は、これ非常に大事だというふうに思うんです。①、②、③のところ、まとめてお聞きいたします。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 1つ目の国の責任ということではありますが、もう奈義町へ行っていたいただいたチラシ、岸田総理、こども政策担当大臣が現地を訪問されたということでございます。したがって、次元の異なる少子化対策といううたい文句でございますが、国は、令和5年度については、児童手当について、中学生までについてを高校生までに広げる、そして、小学生までの3子以降の児童手当1万5,000円を3万円に引き上げるということではありますが、実施時期は、今、概算要求の途中でありますので、担当課長の情報では10月実施になるのではないかというふうなことを聞いているところでございます。

それから、次元の異なるとして看板倒れというのはまさしく、甲良財政危機宣言をしておりますが、国こそ財政危機宣言をしないけないということだと思います。もう財政が概算要求では一般財源1兆3,850万という、そこに上乘せの施策が来ますので、国債を張るということになります。1%上がれば利払費が3兆7,000億円増えるということでもありますので、財源を考えずに施策展開ということが、国のここでの看板倒れということではないかなというふうに思います。

それから、県においては、過日、7月18日ですが、19市町の首長会が開催されまして、もう、西澤議員の所属の広報にも載っていますが、高校生世代

の医療費を県で負担するということが、これも実施時期が表明されておきませんので、高校生世代の医療費を持つということが県では言われております。

いずれにしても、子育て施策については国・県の負うところが多いわけですが、逆に、市町が先行して施策実施をしているそのことを早く財源手当てがしていただけるようお願いしたいというふうに思っているところです。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題については、財源の状況でいうと、安保三文書が発表されて、予算上の枠組みが発表されました。今後5年間で48兆円の防衛費、つまり軍事費ですね。ここを確保していくという方向が出されていますので、ここに子育て支援の予算が圧迫されるのはもう目に見えています。こういう点で、やはりこれは改めるべきではないのかという声を地方から上げていく必要があると思います。

それから、今も言われました。知事との県内の首長会議で高校生世代だけの医療費無料化を三日月知事が発表して、首長から猛反発を受けたようでありますが、県内のどこに住んでいても平等に福祉施策を受けられることと、それから、町単独の費用、甲良町でも出しています。それを縮減できる点でも、県の財政力を発動することはとても重要だと思いますが、改めて見解をお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今は県も国も子育て支援ということでの予算化をどう盛り込むかということがされておりますので、先行してやっているまちについては、国庫なり県が来れば、今のやっている施策の財源は非常にゆとりができるということですので、大いに歓迎でありますので、今後、市町力を合わせて制度要望はしてまいりたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、学校給食費無償ですね。これ、財源を考えると、恒久制度にまだならないわけです。ならない中でも、今年の9月から実施をして1年が経過をしてくれています。これを恒久制度にしていく点でも努力が要ると思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 6月議会で私も教育長も一部お答えをさせていただきました。昨年9月から、コロナの交付金の国庫を使って半年間実施をして、明くる今年度については、ふるさと応援基金の財源をもって無償化をしているわけです。甲良町は分かりましたというわけではなくて、財政環境厳しいので、毎年度その基金の状況を見極めながら判断をしていくという、年度年度での判断ということ当面続けていかなければならないというふうに思っています。

- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、財源確保をどのようにしていくのかという考え方の整理が必要だというように思いますけども、逆に、このことは優先して予算を取る、そして、残った部分で、残ること自体が大変難しいんですけども、教育委員会としては、この恒久化の制度、どういうように考えておられるかお答えください。見解、尋ねたいと思います。
- 建部議長 教育長。
- 青山教育長 今、町長が答弁していただいたように、給食無償化については、私自身は続けていきたい思いはあります。ただ、財源として恒常的に制度化するというのについては、今、私自身も自信がないという部分があって、続けていきたいんですが、制度化はまだ無理だなと思っています。ただ、行ける、そういうこと、途中でやめるようなことのないような財政運営をしていきたいというふうに思います。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 これについては、政権与党の中からも給食費無償化ないしは半額を持とうという声が出ていますよね。ですから、地方からの要請の状況は、町長、どうでしょうか。
- 建部議長 町長。
- 野瀬町長 町村会、市長会での統一要望は、まだ本格実施をやろうということではないんですが、9月1日に知事要望に行ったときに、滋賀県知事が全国知事会の子育て本部長になったと、就任したということですので、それについては、個別に知事、国に向かって頑張ってくださいねというエールを送っていただきましたので、給食費の無償化についても、積極的に横連携をした要望活動を広げていきたいと思っております。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 大変大事なまたチャンスになってきているというように思いますので、よろしくをお願いします。
- 次に、3点目の産業集積地の今後どうなるのか、どうするのかという点でお尋ねします。
- 1つは、南部工業団地の構想の時代から、この関連事業につき込んだ費用、お幾らになっていますか。
- 建部議長 企画監理課長。
- 熊谷企画監理課長 この産業集積、池寺の件で申し上げますと、測量設計関連、こちらは進入路・下水道に係ります測量設計でございますけども、2,657万4,000円といったような事業費を投じております。また、維持関連経費としまして、除草や廃棄物の除去といったようなことでは678万5,0

00円。トータルしますと3,300万余りの事業費を投じてきておる経過がございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、私は凍結も含めて抜本的な見直しを求める立場でありますけども、産業用地創出に係る土地利用計画、これですね。業務委託報告書が提出されたのが平成の27年11月、もうすぐ丸8年となります。また、西明寺さんに対して着工の依頼文が出されています。これが平成29年、2年後ですね。2月の21日に出されています。ここからもかなり時間が経過をしています。6年半経過しています。にもかかわらず、売却の大前提である所有権の確認、開発要件の初歩的整備、この開発要件には法的な準備が要りますというのが3点にわたって書かれています。こういう整備がされていません。また、見通しが立たない。事業進捗主体である甲良町の行政のマネジメント力量の根本的欠陥と言わざるを得ない実態があらわになった印象を私は抱いています。

いまだ見通しが立たない中、何が原因と考えて、障害となっている問題は何なのか、そして、担当課と町長で明確に掌握して、その障害を除去するために努力をしているのかどうか、この点についてお尋ねします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 今まで過去2回、令和2年と令和4年の2回において募集を行いました。結果的には、その募集に際して応募はなかったといったような結果なんですけど、ただ、現場を見せてほしいであるとか、どういった面積、どういった場所なんだといったような問合せをいただいて、進出に意欲を示されている企業さんがあったのもまた事実でございます。

ただ、そういった企業さんに何で募集されなかったんですかねといったお話であるとか聞いている中では、この私どもが、募集要件の中では、実際それだけの開発をしてきた実績を有する、信用度という意味で開発実績を有しているといったような要件を課しております。今申し上げたような進出に意欲を示す企業さんでも、そういった実績がなかったり、企業さん、つくられたばかりで歴史がなかったりといったようなことでその要件を満たさなかったといったような企業さんもあったのもまた事実でございます。それだけが原因というわけではないんですけども、そうした事情もあったのかなというふうには考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長にお尋ねしますけども、今、企画監理課長が言われたのは、応募してきた側の企業さんに問題があると。けども、私とこに、いわゆる甲良町側に何が障害になっているのか、何を除去せなあかんのかという点で明確にならないんじゃないですか。その点ではどういうように考えておられるのか認

識を問い、説明をお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 8年ということではありますが、何年かかっても、工業団地の実現ということに向かっては努力をしなければならないし、していきたいと思っています。

前段申し上げましたように、北部振興のメインは、人口対策と産業誘致の二枚看板。奈義町でも企業誘致、成功させておられますので、地域の活性化の大きな要素でありますし、過疎の計画でも、企業誘致については甲良町重点事業として進める。ただ、甲良町は先行投資をしていません。過去2回も、北川町長るとき中間デベロッパー、私になってから公募という形でありますので、開発を企業に委ねているというところ辺でありますので、その環境が整うか、あるいは開発事業費で企業誘致でペイできるかという、企業の開発者側のその力量といたしますか、ことがありますので、町としては、開発していただく企業を募集を続けていくということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、デベロッパーに委託をした場合、この報告書ですね。12億4,000万、その当時で概算がされています。こういうペイをした上で採算が取れるのか、利益が生まれるのかという点で、企業は足踏みをするのは事実ですね。そして、その後、集積地内の道路が町有地でないことが判明をしたと報告がありましたが、これ、新たな課題が浮上したというふうに思うんですけども、これはどういう課題なのですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ずっと企業誘致公募をしてきましたので、池寺区のため池の地番ですが、工業団地に通じる道路を通らせてもらっています。通らせてもらっているので町有地だという認識をしていたんですが、それは区の所有物であったということでありまして、大変申し訳なく思っておりますが、地籍調査ができましたので、今、地元区に買収のお願いをしているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、判明、地籍調査する前に登記簿で調べるということはしなかったんでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 大変申し訳ないです。克明に調べとけばよかったんですが、もう町有地だという前提で動いておりましたので、調査不足でございます。申し訳ないです。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、申請をする間際でもない準備の段階でそういうようになって

いるわけですが、要件としたら、売却する場合ですと、町有地が全部町有地になることも含まれています。そういうのが事前に調べられていないという点でも大変問題だったなと思います。

それから、③の進入路の確保、土質ですね。それから、地理的、立地的な条件の根本的な欠陥を私は直視しなければならないというように思います。つまり、進入路をどう確保するのか。一番最初に提起されて計画がされたのは、西明寺側から入って出てくるというUターンの道路が計画されてなりました。いう点でも、これ、どういうように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 直近の募集要項、議会にも提示をして、こういう区画計画でお願いしたいという日本立地センターからの指導がありまして、池寺下之郷線への町道へタッチをするという、場内を通過するという図面を、それではないと思うんですが、募集要項にはつけておりますので、行って帰ってということだけではなくて、工業団地を通過して、道路拡幅の問題はありますけれど、町道の池寺下之郷線にタッチをするという、そういう構想で募集要項を過去募集した経緯がございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、上下水道の布設には、山間部であることなどから技術的にも難工事が予想されますね。甲良町にとっては莫大な費用がかかって、当初計画の進行が非常に困難を極めると見た方がいいというように思います。最初の報告書でも、給水施設1億2,000万、それから下水道施設1億1,100万という当時の、8年前の見積り概算です。この点でも、費用の面でも、それから技術の面でも大変な困難となるというように思うんですが、ここはどう考えておられるんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 町が先行投資をしないという原則で企業誘致を図っていますので、開発事業者負担という抱き込んでの中での企業誘致開発をしていただくということで、募集要項、今後もそういうお願いをしていきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 過去に取り組んだ企業誘致、本格的な企業誘致ではないと思いますけども、旧北海製罐ですね。ユニバーサル製缶となっていますが、北海製罐もまだ名称、看板としては残っています。それから、北落工業団地のこれ、総括を必要でないかなというように思うんです。

この事業の目的に、人口減少に歯止めをかけることを掲げています。過去の企業誘致で人口が増えていない。これが現実、歴然とした事実ですが、この検証をきっちりと正面からしていくことが大事だと思いますが、いかがです

か。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 北海製罐の用地につきましては、町の農村活性化土地利用構想、利用構想で工業用地ということをやりました、民間主導で企業立地がされたものであります。また、北落工業団地につきましては、圃場整備のときに、事業主体は町で、創設換地の手法で町が起債を財源に区画整理をいたしまして、後に企業に売って起債を用地売却費で返済をしたという町主導の工業団地でございます。

したがって、当時はそういう目的、目標で町の政策としてやったものでありますので、それと今度の工業用地というのを、これを検証して活かすべきやということになしに、これはこれで当時の事業は終わっておりますし、新たな企業誘致については、所定の今の方向で進めていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これはこれと言われましたけども、実際に企業誘致をやって、実行をして、その従業員さんが甲良町に定着するということがないわけですよ。北海製罐については80人、100人近い従業員だと思えますけども、全部通勤、ほとんどが通勤だと思えます。町内から勤められている方もおられるかと思えますけども、企業が甲良町に幾つも来て、そして人口が増えるということは、あり得ないとは言いきれませんが、大変難しいわけですよ。

ですから、これ、奈義町に学んでいくとなると、高い合計出生率の鍵は安心感というので、5つの安心感が出されていますが、こういうことを総合的に進めていって、その中の1つとして企業の誘致、工場、その場で甲良町で住んで働きに行ける、近くに働きに行ける、こういう取組が必要なんだと思えますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 町内の進出企業とは、町と協定が当時できております。町内から3割の就労確保という協定になっておりますが、なかなか募集しても町内の地元の従業員さんが集まらないという企業側の状況でありまして、翻って近くに行くという希望もありますが、少し県内でという。どの市町も通勤圏内というのがあります、それはもう企業への勤務という形態はそうならざるを得んのかなというふうに思いますが、奈義町を見てみますと、16区画完売、800名の就労というふうに書かれておりますので、いずれにしても、過疎の町の産業振興、誘致というのは力を入れた政策にならなければならないというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 飛び越えて800名が定住しているというのは、この安心感を実際

の施策で展開しているからこうなっているというのをよく見ていく必要があると思います。

県内の企業誘致のための土地造成がどうなっているのかという点でも、経済情勢と併せて、企業が造成をすればやってくるのか、進出していくのかという、ストレートではないということも見ていただきたいと思います。これ、どうでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今、県内には、私ども29ヘクタールの池寺と違って、それと同等規模のような大きな面積はないというふうに聞いております。甲賀の方で一部大きな面積の開発をしようかといったような話もちらっと聞いてはおるんですが、県域全体のお話になってきますと、私どもでそのデータを持ち合わせないといったようなこともございますので、そういった検証といったようなことは県行政の判断に一定委ねる中で、お知恵を拝借といえますか、というようなことをしていければなというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が言いたいのは、身近なところでもなかなか完売ができないというのが幾つか散見されるんですね。米原市の議員に確認をしました。米原駅の国道8号線に面した分譲地、いろいろ進出の打診があったわけですが、いまだに売却されていないとのことでした。行政が整備をしても簡単に売り切れるものではない。これ、あの4年間のコロナの関係もあるし、経済の落ち込みもあります。しかし、そういう簡単な状況でないということをおっしゃっていますので、十分な慎重な検討が必要だというように思います。

6つ目に、産業集積地というアプローチが甲良町の重要な課題及び経済状況にとってどのような利点をもたらすと考えているのか。これは計画の中でも目的を述べられていますが、改めてお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 これまで、県商工観光労働部産業立地推進室と協議をして、日本立地センターもそうなんですが、アドバイスを受けながら取り組んでまいりました。この9月1日に知事に個別要望をいたしたところではありますが、先ほども申しましたが、北の近江振興プロジェクト、この重点が産業誘致も重点的に掲げられているところでございます。

本町は過疎の町であって、本町の過疎の計画において、地域産業の活性化のための産業振興と雇用創出を掲げておるところであります。過疎対策は、一般的にハード、ソフトとも計画に照らし、過疎対策事業債を有効に活用して振興の方策が一般的でしたが、専門家は、過疎はあくまで生産性の問題に帰する。いわゆる産業振興という点であります。コメントされています。産業誘致こ

そ過疎対策の重要施設であること。また、甲良町の事業用地、29ヘクタールの用地は県内で最大面積でありまして、滋賀県の重点支援をお願いしたところでもあります。

奈義町においても、働く仕事の提供として、丘陵地の工業用地全区画を完売され、16社が立地をされ、約800人が就労されているという資料がございます。引き続き、町の重要施策として取り組んでまいりたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、これ、子育て安心の総合的な支援充実をした上で800人が定住をされているんですね。逆転をさせてはならないと思うんです。産業集積地整備の先行、これはそのことも出てくるかと思えますけども、先行はあくまで子育て安心の総合的な支援策、このことに徹していただきたいと思えます。

呼び込み方式では町の初期投資回収が困難となり、また、デベロッパーに委託をした場合でも、その開発企業が投資をペイできるかどうかの利潤が上がるか検討が必要で、どちらの場合でも簡単には進まないと思えます。また、立地条件の不利な場所であること、何よりも財政危機宣言を発している町で見通しの立ちにくい事業に熱中する。財政的にも人的にも余裕などどこにあるのかと問われる状況だと思えます。町政の足元の課題にこそ力を注がねばならないのではないのでしょうか。

課税した税金は決定どおり徴収する。水道料の滞納は解決する。住宅新築資金貸付けの焦げつき問題は公平公正に解決する。子育て応援の施策は順次充実するなど盛り沢山あります。こういう点のマネジメントが大事だと思えますが、町長の改めて見解をお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 奈義町を中心に甲良と比較したご質問をいただきました。

いずれにしても、奈義町も子育て政策を中核に、住民参加の子育て、それから工業団地、それから就労というところ辺をバランスよくやられておりますので、過疎計画に載った11項目のバランスのいい展開が甲良町の課題でありますし、その中でも、度々申し上げております、町は先行投資いたしません、企業誘致政策については引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 奈義町と甲良町で比較すれば、それぞれの歴史があります。甲良町でも歴史があり、長い間培われた町民の気持ち、意識、そしてから努力などがあります。こういうことがどのように発揮されるのかという点で大事なところだと思えます。

先ほどマネジメントの力量の欠陥と言いましたが、この事業が8年も経過、停滞している主要な原因が職員の力量不足や怠慢などだと考えていません。事業の必要性が薄れて方針が明確にならないことが私は原因だというふうに考えられますし、経済情勢がどう要求しているのかということも加味しながら立案をしていく必要を考えています。この点、改めてお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 企業誘致に関しては、うまくマッチングに結びつくように、県にも今まで以上の支援をいただいて、さらに努力をしていきたいと、継続的にやっていきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今までの取組を十分に正面から検証をして、その進まない原因の除去のために、町長はじめ幹部職員の努力を求めていきたいと思います。

最後に、箱物、開発は優先ではなくて、命と暮らしを守る支援充実策こそ求められています。今後とも尽力することを表明して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。3時45分まで。

(午後 3時30分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入りたいと思います。

9月に入ってもまだ残暑は厳しく、熱中症に気をつけなければならない状況といまだになっております。今年は異常気象と言ってもいいような状況になっておまして、甲良町も熱中症警戒アラートが頻繁に出されていたということで、そのようなことからちょっと質問に入りたいと思います。

まず、(1)の施設などの光熱費についてお伺いします。

①の施設における電気代は、安いときに比べて幾ら値上がりしているのかお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、基本料金におきましては、平成29年、30年度、キロワット当たり1,733円40銭、令和5年4月では、基本料金につきましてはキロワット当たり1,911円80銭ということで、比較しますと178円の増ということになっています。

続きまして、電力量料金につきましては、平成30年度で、夏季で7月から9月の間でいきますとキロワット当たり13円69銭、その他の季節ですと12円64銭と。令和5年4月では、夏の時期にいきますとキロワット当たり14円17銭、その他は13円10銭ということでいきますと、キロワット当たりでいきますと46銭から48銭の増ということになっております。

本町では、電気の使用量にももちろんよるかとは思いますが、全体、一番安かったときよりも約140万円増額ということになっております。ちなみに、令和2年度、安い時期でいきますと、これもコロナ禍ではありましたが、若干数字的には比較といいますとわからないか分かりませんが、315万3,000円、令和4年度ですと457万円でございます、令和2年度比でいきますと145%ということになります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

それで、今大分上がっているということなんですけど、エアコンとかは、やっぱり私のところでも設定を何度にするとかいうふうにマニュアルはあるんですけど、これは、ここは施設ではどういうふうになっているって、夏は何度に合わせ冬は何度にするというのは決めているんでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 よく言われるのは、25度、28度と言われているところではございますが、その場所にも応じまして適切な温度ということで、各施設の管理者において設定をお願いしているというような状況でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。やっぱり今、新しいのやとやっぱりエコということで電気代も少ないんですけど、やっぱり施設でやっぱりどうしても古いエアコンとか多いと思うんですけど、やはりこういう新しいのはなかなかやっぱりつけていないと思うんですけど、やっぱり電気代の方は古いやつはやっぱりどうしても高くなるというのが現状です。

それで、ちょっとお聞きしたいです。この前ちょっと香良の湯の方でエアコンが傷んでいたと言うて、施設の受付のところ蒸気を送り出していて、夏場の暑い時ですけどね。やっぴり、2階の方まで階段を上ってきて、暑い熱気がむんむんしていたんですけどね。これは聞いたらなかなか直らない。古いので部品がないで入ってこないとか何か言うてたんですけどね。今はもう大丈夫やと思うんですけど。こういうことがあったので、やっぴりね。

そのときやっぱり熱中症アラートが出ている、警戒アラートが出ているときにそういうのが起こるといことは、やっぱり施設のエアコンが大分古くなってきて傷みもひどくなってきているのかなというのが心配していたんですけど、

そういった点、最近はやっぱリエアコンの傷みとかは多いんでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 やっぱり施設も大分古くなってきておりまして、修繕もしていると。最近ですと、役場の庁舎につきましても大分、効きもありますし、音も非常に来庁の方にもご迷惑をかけているというところでもございましたので、取り替えたという実績もございますし、こども園の方とかでも一部取り替えているという状況でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

次に、そしたら行かせてもらって、②の水道代をちょっとお聞きしたいんですけど、値上がりしているのでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 水道料金につきましては、平成元年の10月、消費税のときに8から10ということで、消費税分だけは値上がりということではございますが、特に単価的な変更はございません。

ちょっと先ほど申し遅れましたが、水道施設、水源地ですね。これは水道の料金とは関係ありませんが、電気代につきましては、令和3年と令和4年を比べると、月平均で16万5,000円ぐらい値上がっているというようところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

水道代に関してはあんまり値上がりしていないということなんですけど、やはり少しでもやっぱり節水などをやっていただいているということはあるんでしょうかね、節水対策。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 もちろん節水につきましては、いろんなところで出しっ放しとか、そういうような簡単なところではございますが、対応はもちろん職員含めてしておるところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

次に、③番で、今、灯油代の方がすごく値上がりしています。これに対して幾ら。香良の湯とかも多分灯油がローリーで入ってくるような状況で今やっていると思うんですけどね。やっぱりそれも大分上がっていると思うんですけど、それは幾らぐらい上がっているんでしょうかね。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 平成29年4月で、安いときでございますと83円、令和5年

の8月で、今現在ですと123円で、リッター当たり40円値上がりをしているというところでございます。

本庁舎でいきますと、平成29年19万7,000円、令和4年度で32万3,000円ということで、平成29年度比でいきますと163%というところになってきておるといところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 単価がやっぱり大分上がっているということで、同じ量を使ってもその分高くなるのは当然のことなんですが、町民の方も、やっぱり灯油代も値上がりしていると、風呂に入る灯油代とかも上がってきて困っていると思います。そのこともふまえて次の質問に行きたいと思います。

次に、④の公用車が使っているガソリン代は、安いときに比べて幾ら値上がりしているのかお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 1リッター当たりでございますが、平成29年の4月から調べたわけですが、そのときが134円でございます。令和5年8月でいきますと182円30銭ということで、リッター当たり48円30銭値上がりをしておるといところでございます。

令和4年2月のウクライナ以降というようなところでもちょっと調べたところではございますが、令和4年の4月でいきますと174円30銭、令和5年8月で182円30銭ということで、約1年ちょっと余りでリッター当たり8円は値上がりをしているといところでございます。

全体的な比較でいきますと、ガソリン代はもちろん公用車が主ということになりますので、出張がウェブになったり、比較がちょっと難しいところではございますが、令和3年と令和4年度で比較しますと約16万円ぐらい増額ということでございます。

全体の金額的でいきますと、令和3年173万5,000円から、令和4年でいきますと188万9,000円というところで増額となっております、前年度比でいきますと、3年度比でいきますと108%というようなところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 こちらも今言われましたように48円に値上がっているということで、前に比べると単価的には百三十何%になっていると思うんですけどね。出張とかの関係によってあれということなんですけど、その分はやっぱり単価が上がってきているという、甲良町の町民の方にとっても大変に困っているのが、負担があると思うんです。

やっぱり自動車というのは甲良町の町民にとっては必要なものであるとね。

前、町民からの住民訴訟において、町の弁護士が準備書面として出されておりました。その中で、軽自動車の税の不納欠損において軽自動車を差押えないのはなぜかということで、甲良町において、町民には生活していくには軽自動車が必要なので差押えできないと準備書面が裁判所に提出されています。ということは、矛盾している。この方に対してはちょっと弁護士さんが矛盾しているんですというので、軽自動車税を払わなかったら車検は受けれないのに、何か町民は乗っているのかというようなことを書かれていたんですけどね。そういうことを書かれているというのは、甲良町にとってはもう自動車がなければ生活できないというようなことを書かれておりました。

やはり町民にとっては買物に行くにしても何にしてもやっぱり自動車が必要だということで、今までと一緒に町民の方が乗っていたら、今値上がりしている分大変な金額。140%、1万円使っていたのが1万4,000ということで、月にそういう値上がりになってきております。

ということが、やっぱり年金だけの生活されている方にとって、電気代、ガソリン代とか全部が値上がりしているということで、大変な節約などを行っても限度というものがあって、それに加えて食料品も値上がりしているということで、大変な町民の方は苦勞されているということがうかがえています。

それで、次の質問が一番のあれなんですけどね。

次に、全体的に光熱費の値上がりは、どのぐらい今行政の方はなっているのか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 全体的にコロナによる規制や制限もありまして、これも一概的にはちょっと言えないところではございますが、一番安いとき、コロナ禍ではございますが、令和2年度で町施設全体で5,670万9,000円、令和4年度で6,852万2,000円で、1,181万3,000円の増となっております。

コロナ前の31年度と比較しますと6,112万4,000円で、令和4年度比較で約750万円の増ということになっております。31年度比でいきますと112%というふうになっております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 この質問をなぜしようかと思ったのが、テレビで行政の光熱費のことを放送されておりました。そこは都市部で大きいところやと思うんですけどね。そこが今まで光熱費で3億円使っていたのが、今は6億円になっているということで、テレビでもう財政の方は圧迫されているというようなことでちょっと特集で組まれておりましたので、甲良町もどうなっているのかということで聞かせてもらいました。

これも、今年度においては頻繁に熱中症警戒アラートがで出されていて、昼間もずっとエアコンをかけなければ熱中症で運ばれている方が全国的に多かったということで、この夏、電気代がすごく皆さん町民の方も高くなっていると。入れなければもう命の危険があるということです。テレビでも言われておりましたので。

そして、今年度は熱中症で救急搬送されたのが一番多いのが北海道だということです。北海道はやっぱりエアコンをまだつけておられる方が少なかった。学校も全体の15%ぐらいしかエアコンはついてないそうです。これは今年度は熱中症の警戒アラートが出されるということは、もう学校も昼から臨時休校して、休校でもう帰らせて、熱中症になったらあかんというて、学校にエアコンがないものやで、そういった加減で子どもたちを昼から帰らせていたということがテレビでも言われておりました。

やはりこの夏は、やっぱり甲良町民にとってもエアコンなしでは暮らせていけないということが言われます。思われます。それと、北海道でもそのようなことが起こっているということは、甲良町においてもエアコンを昼間に入れっ放しにしなければならないということは、皆さんもご理解できると思います。テレビでも、やっぱり90歳ぐらいになったら熱中症で運ばれたりしているのも、家でエアコンを入れてなかったからやとかいうことで、テレビでも頻繁に言われて、エアコンを昼間でも入れてくださいということを言っていたんですが、光熱費の値上がり、年金生活者にとってはやっぱり光熱費の値上がりというのは大変生活を脅かしていると思います。

それで、次の質問ですが、⑥ですけどね。こういった光熱費の値上がりによって、町民も家計を圧迫しているかと思われますので、光熱費に対する助成をする予定はあるのかお聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今、議員から、電気であったり、それから、家庭では、ガスを使ったり水道のこともお尋ねになりましたが、一番目立っては、冒頭質問いただきましたガソリンが直撃をしているということです。最近の動向を申し上げます。

経済産業省につきましては、8月30日に発表いたしましたレギュラーガソリンの1リットル当たりの全国平均小売価格が、最高値といたしますか、185円60銭に更新をしたと。最高値だったということで。滋賀県は184円80銭、甲良町は、総務課長申し上げました182円30銭という役場の価格でございます。

急激な石油価格の上昇は、家計や運送業界などを直撃しております。政府は原油価格を抑えるため、令和4年1月から補助金によって価格抑制が行われて

きました。この9月末で期限を打ちりにする予定でしたが、政府は家計の負担軽減に向け、補助拡充を9月7日から段階的に実行し、年末まで支援することが延長されます。予定としては、10月にはレギュラーガソリン1リットル当たり175円に抑制するという施策が取られますので、全国一斉でありますので、町が家計支援することは今のところ考えておりません。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 町長、今のところ考えていないということなんですけどね。光熱費の値上がりはまだまだこれから続いていくかと思われまして。また、その分、収入、特に年金とか上がっているのかということ、上がっておりません。その分に見合っただけ上がっているのかということ、上がっていません。それに、食料品の値上がりの方がもうどうも年間7万円から8万円増えるとかというようなテレビの放映がありました。

それで、どこでそういう方が生活費を切り詰めておられるのかと思うんですけどね。町民にとってやっぱり生活を切り詰めるのも限度があると思います。やっぱりエアコンをこの熱中症警戒アラートでつけなかったら命に関わりますしね。そういうことを考えて、やっぱり町民のためにできることを考えていただきたいと私は思うんですけど、町民の生活を守るということで、町長、もう一度お伺いしますが、ちょっと考え、もう再考という形はお願いできませんでしょうか。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 財源としては、コロナ対策で地方創生臨時交付金という国の補助がありますので、今、9月補正には間に合いませんでしたが、12月補正に向けて職員の提案を今企画の方で募っておりますので、何らかの支援措置ができないかという知恵出しをやっていきますので、少し内部で検討していきたいというふうに思っています。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。そういう意見、これからもどんどんと考えていただいて、やっていけることはやっていただきたい。

企画監理課長、よろしくお願ひいたします。使えるものは全部使っていただいていると思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

(2)の町の空き家対策についてということで、①の町の空き家はどのぐらい増えているのか。10年前と比べてお聞きします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 町の方の空き家ということで、空家法に基づく空き家の定義でお答えをさせていただきたいと思ひます。

平成28年度に調査をさせていただいたときには107件でございました、空き家が。空き家率にいたしまして4.0%という数字でございます。

ただし、令和5年の7月末現在調査をしたところ、162件の空き家ということで、ほとんどの集落で増加をしているということで、約5割強、空き家が増えたというような形のものでございます。また、空き家率については町全体で5.8%ということで、こちらの空き家率の方も上昇しているという段階でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 大分増えているということで、これからほんまに空き家に対して苦情とかも多くなっていると思うんですけどね。木の枝とかが隣の家の敷地内へ入ってきたりして困っている方が多いと思うんですけど、そういうような除去ですね。きちっと行っている空き家は何%あるんですかね。把握できているでしょうかね。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 除却をなされたというような考え方の空き家という形ではよろしいでしょうか。

○山田裕康議員 家の前へちょっと出ているのは全部伐採しているとか、毎年やっているとか。

○村岸建設水道課長 空き家の管理をしておられるという意味でよろしいでしょうか。

○山田裕康議員 そうです。

○村岸建設水道課長 すいません。そういったお話につきましては、ちょっと苦情とかあったところは分かるんですけども、苦情の入っていない空き家の方についてはちょっと把握はしておりません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。これに対して空き家とか、やっぱりそんな苦情があるからということで、行政の方もちょっと見回りとか行っているんでしょうかね。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 行政の方というより、空家対策協議会というものを組織しております。そちらの方で、空き家の物件等につきまして協議をいただいているということで、管理もなかなかできていない空き家というものもやはりございますので、そういった中で、空き家自体を基本的には所有者自らが管理していただくことが原則というものでございますけれども、地域の課題といたしまして、関係機関で協議をしているというのが現状でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

ただ、やっぱり苦情が来たときの通知ですね。それはやっぱり毎年どのぐらいの量を通知されていますかね。今、百六十何件あると言っていますが、苦情が来た場合に。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。毎年というより、令和4年度の方の通知が、11件苦情が来ております。11件苦情が来ておまして、その中で、苦情の種類にもよりますけれども、空家法の12条の方で勧告、指導の方をやっていくという改善依頼、助言等が根拠がございますので、それに基づきまして11件の方に通知をさせていただいておりますけれども、内容につきましては、やはり自分の家から隣の家に草とかそういったものが出てくるというのが一番、11件中7件、屋根とか瓦とかが落ちてきているというものが3件、また、衛生上よくないということで、動物のすみかになる可能性があるんじゃないかというのが1件ございました。

以上でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

もう次の質問に行かせてもらいます。

②の特定空家に認定されるのは、現在、この前、何か2件ぐらいと言っていたかな。今はどのぐらいありますか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 特定空家の方につきましては、先ほど申しあげました甲良町空家等対策協議会によりましてご意見をいただいて、最終的に町が認定するものでございます。今現在協議をさせていただいている対象となり得る可能性の物件は4件ありますけれども、特定空家に認定までは今現在至っておりませんので、甲良町といたしましては、今現在では甲良町の中には特定空家の認定物件がまだゼロ件というような状態でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっと括弧で書かせてもらっていたんですけど、そのうち特定空家になった場合、税金が増えるというふうにネットであったので、どのぐらいになるんでしょうかね。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 税制上の軽減措置が外れるということで、居住なされている家とかそういった住居につきまして、約6分の1になるような課税の軽減をさせていただいているところがございますけれども、その軽減がなくなるといふことで、その税金が6倍に膨れ上がるというご理解をお願いしたいと思いま

す。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。やっぱりネットで6倍と書いてあるの
でよかったですね。

それと、次、③番、先ほど11件と言われたんですけど、③番はそれによろ
しかったですね。ありがとうございます。

そのときに、前、寺居参事やらと空き家で2件ぐらい見に行かせてもらった
んですけどね。1件はもう今にも壊れそうで、家に被害を被るということで見
に行ったんですけど、もう1件の方はやっぱり犬や猫のすみかになっているん
じゃないかということで言われていたんですけど。

そのことで④番の質問なんですけどね。犬や猫のすみかになって困ると言わ
れていたんですけど、そのようなことがあった場合の対応はどのようにされて
いるのかお聞きします。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 すいません。議員おっしゃるとおり様々な空き家に関する
問題が発生しておりまして、特に住民人権課としては、空き家で先ほど建設水
道課長が雑草が生えているとか枝が伸びているとか、そういう苦情が来たとき
には、住民人権課としては、所有者に対して健全に管理してくださいというよ
うな文書は送っております。

最近もまた猫のすみかというところで、先日もうちの職員が伺ったんですが、
実際にその猫を駆除するとか動物を駆除するというのはなかなか難しい問題で
ございますので、やっぱりそういう空き家は大体もう雑草とか生えている状態
ですので、常に適正な維持管理をという中でもう対応していただくしかないか
なというのが現状のところでございます。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっと聞いた話なんですけどね。甲良町の空き家で猫のすみ
かになっているということで、沢山猫がすんでいて、猫の死骸もあったと聞い
ていたんですけどね。そのような片づけを今やってもらった、やっている方
がいるということを聞いたんですけどね。今月も多分1回やっていると思うん
ですけどね。それはもうまだまだ片づけは終わってない。ちょっと町の方は把
握しているんですかね。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 すいません。山田議員がおっしゃっておられるのは、空き
家ではなく、住んでおられます。親子が住んでおられて、多頭飼育という部分
と、お母さんがちょっと病弱で、そういう環境の中でほぼ寝たきりという、そ

ういうところをちょっと福祉課と連携して、ボランティアさんも協力いただいて、まずは掃除から入って、ボランティアさんは猫の保護団体ですので、その猫を引き揚げて元の生活に少しでも戻してやろうという。ちょっと行政としても限度がありますので、その中で当然大量のごみとかも出てきておりますので、そういったものを回収させていただいたという、そういう経過でございますが、まだ途中でございます。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。ありがとうございます。

それで、やっぱりそういうようなことがこれからもだんだん起きてくる、また、そして、空き家になればそれもあるし、何か聞いた話やと、ごみとかでもそこへ捨てるのかということも出てきているらしいです。

ほんで、次に⑤の質問に行かせてもらうんですけど、これからも空き家が増えると思うが、どのように対策をしているのがお聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 担当課長お答えいたしましたとおり、空家対策の推進に関する特別措置法に基づいては建設水道課が担当しておりますし、苦情その他等々、今、住民人権課長が対応しているということに併せて、もう1点は、企画監理課が対応しています空き家となっている民家を購入希望者に紹介する空き家バンクというプラスの制度を企画で実施しています。広報こうらと町のホームページに記載していて、先月の8月19日に京都新聞に本町の取組事例を記事にいただきました。

令和3年度までは、物件の掘り起こしや紹介を業者委託していて、契約は3件でありましたが、もうそういうことをやめて、担当職員が地元の区の状況、区長さんでこの空き家を利用する場合にはどういう条件で区として対応していただけますかという条件であったり、事前の意向調査をして、まずは町民優先で情報を流して、この1年間で10件を紹介して売買契約5件、それから賃貸契約1件の実績を、担当職員が奮闘してこういういい実績を残してもらっています。

それぞれの担当課長の取組に併せて、企画の空き家バンクという制度も、これから地域の居住者を増やしていくという面においては取組をさらに進めていきたいというふうに思っています。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

それに対してやっぱりマニュアルがあると思うんですけど、やっぱりこの空き家が先ほど言われた百六十何件もあるということは、これからもずっと問題

になってくると思う。私もちょっとほかの町とかで仕事で行くことがあって、細い道入っていくんですけどね。この前の大雪になって、多分屋根が半分ぐらい瓦が落ちている家とか、もう柱が曲がってしもて傾いている家とか、ちょっとそういうような家をよく見かけるんです。こういうようなことがまた甲良町でも起こってくるという、これはよその町で私が行ったりしているところなんですけどね。見るんですけどね。

これは、これからもやっぱり甲良町においてもそういうようなことが起こってくると思います。そして、今言うてる特定空家の方も、もうそういう家になったら必ずせんことには、もう潰してもいただけないということもありますね。なので、行政代執行もやっていかな。これからは本当に大変な仕事になってくると思います。

空き家対策も10年もしたらもうすごい、今言うてる増えているのはもう倍近くになってくる可能性もありますのでね。これからも空き家が増えていくということが全国的にも問題となっております。解決に向けて行政は最大限の努力をしていただき、頑張ってくださいますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○**建部議長** 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、議事の都合により、副議長と交代します。

○**丸山副議長** それでは、議事を進行します。

11番 建部議員の一般質問を許します。

11番 建部議員。

○**建部議員** 私、昨年12月から9カ月ぶりにここに立たせていただきまして、一般質問をさせていただきます。

今日のテーマは3つございました。

まず、最初の全国学力テストの結果を見てということですが、私、このことについては数年前から、実はこの学力テスト、新聞で公表されているその内容を見て、もう5年ぐらいになるんですが、毎年この時期にこの質問をしています。今年も8月1日に新聞で報道がされている。一応公開されたんですが、その結果を見て、またこの質問に入ります。

今日皆さんにお渡ししましたまず資料の説明をしておきたいんですが、これは読売新聞のところで、数字が右左に赤い文字で書いた、まずこの資料なんです。これは読売新聞が全国の北海道から沖縄までのそれぞれの、小学校でいえば国語、算数、中学校は国語、数学、英語というふうな内容での結果を知らせています。それを私は単純に、例えば小学校6年生の場合、国語と算数の正答率、答えの点数を合計しました。そして、その左側に順位として赤い文字で全

県的に調べまして、1番のとこ、ずっと47番までの順位をつけました。そして、右の方には、これは中学校3年生のそれぞれの国語、数学、英語の合計とその順位、そして、その一番右端は、これは小学校、中学校、5つの教科全部合計をしまして、その順位をつけたんです。これは正確な順位ではございません。およその順位はこの程度だということでの参考としてこの順位は見ていただきたいです。

そのページの裏、これは、私がこの質問をするきっかけになったことなんです。教育基本法、学校教育法、そして学習指導要領には、子ども、児童・生徒のことですが、教育の基本は生きる力をつけること。それは確かな学力、昔は知力と言っていましたけど、豊かな人間性、徳育、そして、これは高校になったら倫理とか何か言っていましたね。そして、健康と体力、これは体育。この3つのバランスがよく総合された教育だと定義がされていました。

そこで、私、正三角形を描いて、確かな学力、そして、健康と体力、豊かな人間性。実はこの正三角形が甲良町の場合、非常に崩れているのではないかと。仮に健康と体力、豊かな人間性についてはそこそこの水準に行っているんですが、この学力については、滋賀県はもちろんのことですが、滋賀県の中でも甲良は本当に最下位の水準にあるということが、これはもう推定の範囲ですが、一応そういう情報が数年前に入って、この質問をしました。

ここの三角形では、石川県とか、それから滋賀県のそれぞれ点数をつけているんですが、これは先ほどの総合点数のそれを5教科に割っての平均を、これを出しています。ただ、甲良町、私、42.5としているのは、多分甲良は40から45点ぐらいと思う。皆さんには裏はついてないんです。私、めどとして裏をつけたんですが、滋賀県は58点。甲良ほどの程度かなという推定で、私はそういう思いを持っていました。

それと、今度は縦長の資料です。これはネットで調べまして、毎年これ、ネットで調べているんですが、今年はまだ総合のランキングというのが出てないんです。各科目別にしか出ていません。その特徴は、この国語、数学、英語、これは中学校なんですけど、ここが順位をつけているのが実は平均正答数という。新聞の報道では正答率、答えの率で出しています。それで、この平均正答数というのは、全部で15問の質問があるんですが、それは中には5点のものもあり10点のものもあり、評価が違うんですけども、その15問の正答というのか、合った答えが多い順番に、実はこれ、並べているんです。だから、答えの率とまたこの数とはまた違うので。率で表しているのは新聞報道であった内容です。だから、若干この順位がちょっと違う場合があるんですが、ネットの方ではこういう正答数、数で出しています。それが数学、そして、英語については17問あるんですが、その順番になっています。

そのことが、次めくっていただきますと、小学校のこれは数値が出ています。ちょっと長くなっています。裏表になっているんですが。これも正答数で、これは小学校の場合、国語は14問、そしてから算数が16問ということで、答えの数によってその順位もつけられているという、これはもうあくまでも参考につけておきました。

そこで、私は、平成21年のときには小学校が実は全国で最下位になったんですよ。それ、中学校は36位から40位というところが、22年にはちょっと上がりました。小学校が45から46位、そしてから、中学校が40位。40位というのが、例えば4府県あったから40位から43位というふうに表現しているんですが。そして、今年、23年の内容では、小学校が37位に上がってきた、中学校が22位に上がってきたというところで、上がっていることについて私は大いに評価をしているんですが、そういう推移の中で質問を行いたいと思います。

まず、私、一番知りたいのが、やっぱり滋賀県内の19市町で甲良町は小中学校とも毎年、以前聞いた話では推定で最下位1位か2位かというのが言われていました。申し訳ないんですが、甲良町と隣の町の2つがありました。

そこで、まず、1番として、今年、滋賀県の学力が上がった要因は何と思われるか、また、その滋賀県内における甲良の子どもの学力の位置は向上したのかということですが、実は滋賀県は公表がされていませんので、果たして滋賀県で甲良町ってどの位置になっているのかというのが分かりません。

そこで、もし分かれば教えていただきたいというので、今日何か資料を頂いているんですが、これの説明でもいいんですが、そういうことで、まず、滋賀県内で上がった要因というか、どういうことがあるのかということをお教え願いたいと思いますが、どうでしょう。

○丸山副議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、2点ご質問ありました。滋賀県の学力が上がった要因と本町の学力は向上しているのかということですが、まず、甲良町の学力調査の結果から、学力が上がったのかどうかということからご説明させていただきます。

小学校については2教科の学力調査がありました。その平均の方を確認させていただいたところ、例年ですと、甲良町の小学校の平均は県平均よりも10ポイントほど低いのが現状です。今年度につきましては、僅か数ポイント平均より低かったという位置まで回復してきております。ですので、両校とも学力の伸びがあったものと考えております。

中学校においては、例年と同じく20ポイント近く県平均よりも低い位置にありますので、個々の伸びを見ますと伸びはあるものの、厳しい状況であると

認識しております。それが1点です。

あともう1点、県の学力が上がった要因は何かということで、こちらのご説明の方もさせていただきます。

滋賀県では、今年度5年目を迎える、学ぶ力向上滋賀プランの取組の成果が出ていると思われまます。

内容を簡単にご説明させていただきますと、県下の各校で全教職員が共通理解のもとに共通の実践を行うということができるよう、県教育委員会の指導のもと、視点を3つに焦点化して取り組んできました。この3つの視点というのは、まず1つ目は、学びを实践できる授業づくり。授業改革、事業改善ですね。2点目が、学ぶ意欲を引き出す学級集団づくり。3点目が、子どものために一丸となって取り組む学校づくり。この3つを視点に置いて県下で取り組んでまいりました。

このように同じ方向性を持って取り組むことで授業が改善され、学級集団あるいは学校組織が高まって、子どもたちの学力の向上につながったものと考えております。

以上です。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 上がっているということと、私、もう少しは、滋賀県内13市6町、19市町あるんですが、やはりそのところで甲良町というのはどの辺の位置に属するかということまではお教え願えませんか。

○丸山副議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらの方に届いている資料では、そのようなものについてはございませんので、その辺についてはちょっと私どもも分かりません。

○建部議員 一応それでもって了解をします。多分知っていても、多分それは公表できないんだらうというふうに私は理解しています。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 それで、滋賀県がそれで講評を出していますね。英語が全国平均を上回ったという、言うたら、滋賀県の中学校英語は全国では平均を上回っているんですね。それについては、県教委は英語教員を配置した小学校教育の充実を要因に挙げたと。その中でもう一つね。一方で、平均を下回った教科について、福永忠克県教育長は市町教育委員会と協議して対策すると。平均を下回った教科があったら、それは各市町の教育委員会と協議して対策すると書いた。こんな動きというのは毎年あるんですかね、教育長。

○丸山副議長 教育長。

○青山教育長 今ご指摘いただいた福永教育長と懇談というので、昨年も私、懇談させていただいて、甲良町の学力についてはかなり県の教育長も危惧してい

るということで、甲良町として何を頑張るかという話で、後で説明あるんですけども、資料、今日出していただいているあの。

○建部議員　そういう働きかけがあるということですね。

○青山教育長　はい、あります。

○丸山副議長　建部議員。

○建部議員　そこで、滋賀県内にある甲良の子どもの実態というのがどの位置かというのは分からないにしても、2番目に行きます。

その子どもの学力を伸ばし高めるため、現状からの打開、対策、向上、解決に向けた取組を進めているんですが、その状況、成果はいかほどかということ。

実は昨年、教育改革検討委員会を立ち上げました。そしてから、公文塾の話も出てきました。そういう取組をされているんですが、昨年というか、今年に入ってからでもいいんですが、大きく変わっている点とか、今年はこの対策を講じてこういうふうに重点的にやっているとか、そういう取組があればお願いします。

○丸山副議長　教育長。

○青山教育長　特にこれといった改革は今年度いまだしていませんが、今、検討委員会では今後また提案させていただくということで、施策を考えているところです。ただ、昨年度、特に中学校の英語教諭を町費で1人増やしまして、英語に何とか子どもたちが頑張れるようにということで、町費の講師を1人増やしています。それはやっぱりTTという形で、複数教員と授業ができるようにという思いで増やしました。

それからあと、小学校については、これはほかの町にはついていません。6町ありますけども、うちの町だけつけていただいたんですが、これは県費なんですけども、専科教員というので、上級学年、5年生、6年生の専科、例えば算数を特化して教える先生または体育を特化してやる先生という専科の教員の配置をお願いして、実現をしてくれました。それが昨年度変わったところです。

以上です。

○丸山副議長　建部議員。

○建部議員　今の公文塾、ちょっと言ったんですが、これ、やっていたんですね。

○丸山副議長　教育長。

○青山教育長　公文については、昨年度いろいろ動いて、いろんな情報を取り入れようとして動きましたが、公文に特化した形で施策をするというのは、ちょっと私自身もほかの業者の中ですぐにやるということは考えていません。

今の検討委員会の中で、公文をするかどうか分かりませんが、昨年度はいろいろと情報を集めましたけども、実際動いていません、公文については。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 教育長の今の言葉でいきますと、今年あまり、あまりというか取組が進んでないような、まして公文塾の話にしても何か立ち消えになったような感じを受けますし。

あとは、私、教育改革検討委員会、この前アンケートの結果、ちょっとまだ未完成の部分があるんですが、やはりあの内容を分析して、甲良町には何が必要なのかということは今後とも検討して、やはり成果の上がる取組をお願いしたいと思います。

これでもって、この学力テストのことについての質問は終わります。

次に、小・零細建設業の育成と振興をめざしてということで。

町の新総合計画に「町の基幹産業は、農業と建設業である」とし、とりわけ、小・零細建設業者の経営体質強化、経営指導、人材育成を掲げている。これはもう発展計画の中に、総合計画の中へはっきりうたわれている。

今まで数回にわたる質問、小森議員も2回ほど、私も今日で3回目になるんですが、質問をしてきました。その中の答えで、①から③まで挙げているんですが、令和2年の9月、今から3年前の話ですが、そのときに初めて、小・零細建設業が組合を設立して体制を整えたが、町は育成する考えはあるのかという質問があって、取扱いに定めがない、今後、基準から定める必要があると言っただけで、令和2年の9月以降、その話がこのようにしましたとも一切出てこない。

そして、2つ目には、令和5年度から県と共同実施する入札参加登録制度と併せ、組合の在り方や、発注の方法など適切な契約の在り方を考えていきたいと。これ、令和3年9月で答えている。今から2年前。2年前に県の入札制度が変わるからこのようにしたいと。この実態が全然見えてこない。もうこの令和5年。じゃ、どのように考えてきたのか、どのように実施していこうとしたのかって、そういうことが一切出てきていない。

そして、3つ目には、零細土木業者の振興策は、ただいま検討中である。また、協同組合については、継続して検討していく。さらに、零細業者の受注確保拡大を図るといふ。これ、令和3年の12月議会でそのように答弁をしている。企画監理課長、あなたがこれは答弁者になっているんですが。この今私、3つの内容を言ったけど、これの成果品はないのか。このようにしました、このようにしますという結果がないのか。

○丸山副議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 結果の報告がちょっとできなかったことにつきましては、

申し訳ございませんでした。入札参加登録の手続が、令和5年度から県と共同実施するといったようなことは、令和4年度にこちらも執り行っておって、それにつきましては一定ご報告もさせていただいたところかと思うんですけども、協同組合の入札と応札の取扱いについて、この入札参加手続の県と共同実施に基づいて、県と一緒にできないかといったようなことで、令和4年度中、県の土木交通部の管理課と一緒に協議を進めてまいりました。

令和5年度、この入札参加登録制度、一緒にやっていますので、県と同じ取扱いとしまして、協同組合と、それからその組合の構成員のいずれかが入札に応札できるといったような県の手続と同様の手続を、令和5年度、今年度から取らせていただきたいというふうに考えております。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 もう実施しているんですか。5年度に入っているんだよ。

○丸山副議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 令和5年度の入札自体は、今実施しておるんですけど、その対象となる工事が今まだ発生しておりませんので、対象となる工事が発生しました時点では、またご報告もさせていただきたいと思います。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 例えば、じゃ、このようにします、県と合わせてということだったら、そのことを公表というか、業者にお知らせするなり、少なくともこの議会の中で今年こういうふうにしますという、そういう質問が何回も出ているんだから、そういう報告というのはできないのか。

○丸山副議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 すいません。ちょっとそういったタイミングを逸しておりまして、私もちょっと気がつかなかったという点につきましては、ちょっとご報告ができてなかった点についてはおわび申し上げます。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 今まで答弁してきた内容、これを期待して、いつしてくれるんだろうと言って業者は待っている。そして、その中で、もう今までの答弁が本当に場当たりのというか、その場逃れの答弁に終始をしている。そして、今年このように変えましたと言っても、そのことが全然公表がされない。そして、業者にも知らされない。ましてや質問している議会にもそういうことが言われてこない。一体どうなのかという、そういうね。

これはもう企画監理課長の主務担当になっているから私はあなたに言うけど、結局は何、今まで。このようにします。今度からこのように、令和5年度からこういうふうにといいながら、結局はどこまで進展したのか、どこまでその結論を出してきたのかというのは一切業者にも議会にもないというのは、こ

れに対してどう思いますかね、企画監理課長。

○丸山副議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 令和5年度から今申し上げたことを実施したいというふうに考えて、実際その対象となる工事がまだ発生してないので実施はできてないんですが、その工事が発生した時点でちょっとご報告させていただけるかなというふうに思っておりましたが、議員ご指摘のように、こういったご質問の経緯もございましたので、令和5年度にこうするんだといった、このご質問を受けるまでもなくご説明等をさせていただければよかったかなというふうな点につきましては再三おわび申し上げておりますけども、こちらの不手際だったというふうにおわび申し上げたいと思います。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 そういう、このように考えています、その工事の発注がまだないので、それまでに今年の入札制度はこのようにしますという、その事前に業者に知らずとか、そういうことはしないんか。例えば甲良町でこういう制度をつくった、入札については今後こういうふうに行うということが、その工事が無いからまだ言えてないと言うけど、その工事あるなしにかかわらず、そういう制度はこのように改正しましたとかこのようにしますとか、そのことを事前に業者に発表する、報告するということはできないのか。

○丸山副議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 入札参加登録手続の要領であるとか、そういった部分については、新旧、県と同時に今回行っておりますのでお示しもさせていただいたんですが、その中に今回の改正点の部分については触れておりません。ただ、議員おっしゃっていただいているように、もう少し丁寧にそういったところまで言及してご説明申し上げれば、こういった今の時点でなく、もう少し早い時点でご説明できたかなといったようなふうにはちょっと反省もしておりますが、本当に申し訳なかったと思っております。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 とにかく、そういう零細企業がもう少し振興できるその策を講じたそのことについて皆さんに発表し、そして、その実行していくということは大事なことなので。いつまでもこれ、この質問がされてから3年たっている。ほんで、その都度の質問では、今言ったように場当たりのこのようにしますと言いながら、何も今まで3年間やってこなかった。そういう事実があるので、やはりこれは本当にど真剣にやはりその振興策を考えて、組合の育成もありますし、そういう零細企業が本当に仕事ができるそういうまちにしていきたいというふうに思います。

○丸山副議長 野瀬町長。

○野瀬町長 すいません。今の質問でございます。もう一回建部議員が令和4年3月に質問を、合計4回この件でされています。私も整理したんですが、もう企画監理課長答えましたので。これは業者の協力をいただいたことを1点報告申し上げます。

除雪で非常に建設水道課、困っております、区長さんをお願いしたり、いろんなことを方策を講じてきまして、豪雪の次の年、いわゆる昨年度の除雪について、道路幅員が狭いルートについては区にお願いをして除雪をしてもらっています。その受皿として協同組合代表者と区長が窓口をいただいて、もう協同組合の方々に除雪の協力をいただいているところでございます。

それから、5日の全協でも除草の話が出ましたので、今後それらを含めて担当課長、工事、それから、入札担当課長と引き続いて協議を進めていきたいと思っています。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 町長、企画監理課長、こういうことをやっているということがあれば、やはりそれはやっぱり報告というか、そういう事例を出しとかないかんと違うか。全くやってないという思いで私はあなたに言っている。今、町長言ったのは、こういうことも考えてこういうこともやっていますということ、ただし、それで満足しているわけじゃないので、それ以上のことを考えてもらわないかんけど、一応少なくともこういう行動なり実施しているということについては、やはりそういうことをはっきり述べてもらわないと、私も全くやってないという思いであなたに叱りつけている感じになるんだけど、そうじゃなくて、やはり町も努力をしているという一面はある程度やっぱりこちらにも表現をしてもらわないとね。

いずれにしても、今ちょっとこういうこともやっていますということを知ったので、それ以上のことをこれからもよろしく頼みたいというふうに思います。

それでこの項は終わります。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 今日のメインであります3つ目の、野瀬町長、来期（1月）の町長選挙に出馬されるのか否かという項で質問をします。

野瀬町長は、通算就任今5年と10カ月を迎えます。来年1月には6年3カ月のことになるんですが、今期はこのままでいけば4年の任期満了となる。その間に、平成29年の11月に就任して、1年2カ月後に選挙があって、そして、その1年後にまた選挙があってと過去2回の選挙を経験されて、そして、6年と少しの就任ということになって、若干ちょっと町長にとってもロスがあったような感じがしますのですが、いずれにしても、来年1月でもって今期の4年間の任期が満了となります。

そこで、私は、まだ意欲を持って次も出馬されるのか、それとも、もうここで勇退するというふうになるのか、町長の今の思いを尋ねたいと思いますが、どうですか。

○丸山副議長 町長。

○野瀬町長 過去一年一年の、1年数カ月かもしれませんが、2回では直ちに再出馬を決めて、今期1期を4年、迎えられそうな気配ではありますが、来年の1月の町長選挙に出馬するか出馬しないか、今のところ決めておりません。理由は、これまで支えていただいた支援者と十分協議ができていないためであります。

選挙管理委員会では、もう既に選挙日程が発表されておりますし、それから、11月29日には立候補の説明会がもう日程が決まっております。したがって、遅くとも立候補説明会までには出馬するか否かの態度表明を明らかにしたいと考えております。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 これって上手に言いますね。まだ決まっております。ただ、町長の思いとしては、次期も出る、いや、もう今期で引退する、まだそこまでも決まっていない。本当ですかね。町長。

○丸山副議長 町長。

○野瀬町長 今答弁したとおりでございます。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 先ほど西澤議員の一般質問でいろいろ聞かれている内容で野瀬町長が答弁をしているその答弁の内容の端々に、町長としての意欲というか、こうしたい、ああしたいという、そういう感じを受けておりました。これはひょっとしたらまた続いていくというつもりかな、それとも、いや、この僅か4カ月でそれは到底できることじゃないなというので、私としては、西澤議員の質問に対する答弁に対して、これはまだ若干というか、いや、若干どころじゃない意欲があるかなという感触を受けました。これ以上のことは申し上げません。一応まだ決まっておりますという非常にうまく答えやったなという思いがいたしました。

そこで、2番目、3番目に入るんですが、出馬に関わりなく、一応今年度予定されている主要な事業、これはやっぱり切りをつけとく必要がある。今、説明会、要するに、町長、また、議会議員もそうですが、選挙の説明会があるまでに云々という話があるんだけど、この事業については、やっぱりもうこれで最後という思いで、この1年間計画している事業はやはりやり、というか、そのめどをつけていくということが必要だと思う。とりわけその中でも、私はこれはこの3月議会で修正案として提出した子育て非課税世帯、所得200万円

以下の世帯を除く課税対象所得700万円、これらの世帯の合算でもって町の町民税の所得割額が42万以下の世帯への3万円給付事業というのが3月議会で修正案で出された。そのやはり早急な実施と給付をするということを私はぜひともこれは確約をしてほしいなというふうに思うんですが、どうですか。

○丸山副議長 町長。

○野瀬町長 建部議員、2番、3番、続けてですか。1つずつですか。

○建部議員 2番、3番、一緒にいいです。

○野瀬町長 かねがね議会からは、予算見積りの正確性、それから、予算計上させていただいた事業については当然執行ということを考えております。近年、繰越金が多いじゃないかということもありますので、できるだけ繰越しをせずに年度内執行というのも、まだ後半ありますので、再度点検をして、早めに事業執行できるように取組を強めていきたいと思っております。

それから、メインの700万世帯の議員から修正案をいただいた予算でございますが、議員修正において令和5年度予算に1,710万円の予算計上がされておりますが、予算執行は考えておりません。令和5年度、電気、ガス、食料品等価格高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方創生臨時交付金が配分されております。

1つは、低所得者世帯支援分として、令和5年分の住民税割額が非課税世帯に3万円の給付事業を実施しているところでございます。それから、プラス、メニューとして推奨事業分というのがありますが、もうこれは予算をお認めいただいた事業であります。甲良町福祉施設等物価高騰対策支援事業として、医療機関、介護事業所、障害者施設に負担軽減支援金、18施設に170万円。

それから、推奨事業の2つ目は、甲良町農業経営継続緊急支援事業として、米出荷農業者に水稲10アール当たり2,000円の支援、予算は800万円。

それから、3つ目には、甲良米消費者応援事業として、22歳までの子育て世帯、約660世帯であります。令和5年産の新米20キログラムの宅配事業、734万2,000円。

4つ目に、甲良町図書カード交付事業として、中学生以下の子どもに、これはもう終わっておりますが、5,000円の図書カードの配布事業、384万6,000円を実施しているところでございます。

今年度の事業は、低所得世帯支援事業を実施しており、200万円を超え700万円世帯の給付事業の予算執行は考えていないところでございます。

○丸山副議長 建部議員。

○建部議員 ある課長がこの事業について、町長の指示というか、やれという指示がないので今は執行できませんということを言われた課長がおる。昔は予算

に上げられたものは、その主管課長がこの事業を執行してよろしいかとむしろその課の方から伺いを立てるんですが、今、役場の仕組みが変わったのか、この事業、執行しろという町長が指示を出すまでじーっと黙って見ているだけかなというふうなことをこの前感じました。

これは町長は、これも昨年と同様、執行権は町長にあるというので、執行しないつもりだなというのは薄々私は感じていた。案の定、今、町長が列挙したいろんな事業は、国の支援金がある事業全てを挙げている。これはもう僅かといえば僅かなんだけど、1,700万は町単独。どうしてその町単独の必要とされる事業ができないのか。国の支援金を当てにしたやつを、いかにも町がやりましたと言わんばかりの口調で言っている、そうじゃないだろう。町としてやっぱり必要なこと、また、議会が少なくとも修正予算で3分の2以上の賛成をもって可決している。この苦い経験は去年にもあった。去年の、令和4年のこのときは5万円。でも、そのときも町長は執行しません。

そういうことで、私は、後の話なんですけど、今年的一般会計の決算は認定できない。私自身は意見としては、もう第一、執行権は町長にあるというので、町長はその執行しなかった。その決算は認めるわけにはいかないんだけど。

いずれにしても、今年もまたこの3万円の給付事業、それも私はこれは700万円という所得制限をつけて、また、課税額42万円という制限をつけて、全てに与えようというわけじゃない。その所得制限を入れて、かつ、また、必要とされる人、希望されるというか、申請される人に給付をしろ。ばらまきじゃないんだよ。皆さんにこれを配れというわけじゃない。本当にその事業が必要と思われる人、本当に希望される方がやはり申請をして給付を受けるとい、そういう制度をむげに執行しませんと言われては、私はこれは引き下がるわけにいかない。

いずれにしても、今日その結論を出すつもりはないんですが、町長、これは考え直した方がいいですよ。幾ら町長の執行権があるからといって、昨年に続きまた今年もそういうしっぺ返しを議会にするというのは、私はこれはもう許せない。考え直して、必ずこれは執行してもらいたいということを申し伝えて、私はこの質問を終わります。

○丸山副議長 建部議員の一般質問が終わりました。

それでは、またここで議長と交代します。

○建部議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 5時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

甲良町議会副議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行

